副本

# 令和3年6月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和3年6月17日 木曜日(午前10時開会)

(14人) 出 席 議 員 番 1 福 田 徹 番 龍一 小 郎 2 谷 番 毛 喜 3 利 信 番 初 安 4 手 幸 5 番 堀 池 浩 6 番 山 隆  $\Box$ 7 番 成 実 小 田 番 信 8 田 口 9 番 髙以良 壽 人 1 0 番 堀 德 田 1 1 番 炭 谷 猛 1 2 番 水 谷 末 義 13番 波 戸 勇 則 14番 村 己 井 達

# 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

 事務局長
 久田 直 喜

 書記
 石川 純 一

# 説明のため出席した者の職氏名

町		長	Щ	口	文	夫
副	町	長	馬	場	直	英
教	育	長	竹	下	修	治
総務		長	ı	1.1	. <del></del>	
兼選挙管理	! 委員会書	記長	大	Ш	豊	文
企画具	才政 課	長	野	上	英	了
新庁舎	建設室	至 長	琴	岡	美	昭
税 務	課	長	小 中	尾	寿	隆
健康推	推進 課	長	太	Ш	<u> </u>	輝
会 計	課	長	末	永	安	江
住民福	晶祉 課	長	成	富	浩	樹
産業振興課長						
兼農業委			福	田	多	肥
建設	課	長	中	原	敬	介
ダム対	対策 室	長	田	Ш	義	信
水 道	課	長	Ш	内	和	哉
教 育	次	長	荒	木	俊	行
行 政	係	長	井	原		和

# 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問

(10:00)

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和3年 6月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(10:00)

# 日程第1 会議録署名議員の指名

**議 長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定に よって、福田徹議員及び小谷龍一郎議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程 案のとおり、本日から6月21日までの5日間と決定したいと思いますが、 これに異議ありませんか。

# 「異議なし」の声あり

**養 長** 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月21日までの5日間と決定をいたしました。

(10:01)

**養 長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

## 日程第3 諸般の報告

議 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る4月9日、令和3年度東彼杵郡町村議会議長会が東彼杵町で開催をさ

れ、主に令和2年度事業経過報告並びに決算報告、令和3年度事業計画と予算及び役員改選が行われ、会長に吉永東彼杵町議長、副会長に私が選任する ことになりました。

昨年に引き続き、コロナウイルス感染拡大により、県や郡の議長会、各種 団体の総会や会合、また行事やイベント等もほとんどが中止あるいは延期と なり、お手元に配布した「議長諸報告」が3月定例会以降、私が主に出席し た会議等であります。

本町でもワクチン接種が始まり、感染拡大防止につながることを大いに期待をしているところでありますけれども、今後も全ての住民皆様が感染予防に留意しながら日々過ごしていただきますことと、一日も早い完全終息を願い、私からの報告といたします。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書、3月実施分、4月実施分、5月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読を願います。以上で、私からの報告を終わります。

(10:02)

#### 日程第4 行政報告

<u>議 長</u> 次に、日程第4「行政報告」を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町 長。

<u></u> **野 長**皆様、おはようございます。本日ここに、令和3年川棚町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、2点行政報告をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症の発生状況についてであります。町議会3月定例会以降、全国的に新型コロナウイルス感染症感染者数が急激に増加する中、長崎県内においても感染者数が増加し、5月13日には感染段階がステージ5にまで引き上げられ、県下全域に「医療危機事態宣言」が発令される、そういった事態となったところであります。その後、6月に入り感染者数が減少し、6月8日から長崎県の感染段階がステージ3に引き下げられ

たところでありますが、今もなお感染者の発生が続いております。そのような大変厳しい環境の中ではありますが、住民の命と健康を守るために多大なるご尽力をいただいております医療関係者や福祉関係者の皆様方に対しまして、改めて深く感謝を申し上げたいと存じます。本町におきましては、4月に6名の感染者が確認され、5月15日に13例目の感染者が公表されてから、新たな発生がない状況が続いておりましたが、去る6月10日に14例目の感染者が確認されたところであり、近隣市におきましてもクラスターが発生していることから、引き続き、気を緩めることなく感染防止に取り組んでいく必要がございます。

次にウイルスワクチン接種についてであります。新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、4月24日から高齢者施設入所者及び従事者の優先接種を開始するとともに、5月1日から公会堂において65歳以上の集団接種を開始し、現在、約1か月半が経過をしたところであります。当初は、予約受付のコールセンターに電話が殺到し、申込みの電話がなかなかつながらないなどの混乱もあり、住民の皆様方には大変ご迷惑をおかけし、誠に申し訳なく思っているところであります。現在では、ほとんど混乱もなく、地元医師会の先生方をはじめ、住民の皆様方のご協力により、順調にワクチン接種が進んでおり、県内でも高い接種率となっているところであります。このあと、一般質問において接種状況等についてご質問があっておりますので、詳しくはその際に説明をさせていただきますが、7月からは64歳以下の方へのワクチン接種を段階的に進め、一日も早く町民皆様のワクチン接種が完了するよう努めてまいる所存であります。以上2点、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会における行政からの提出議案等でありますが、専決処分の承認6件、報告4件、令和3年度補正予算2件、条例の制定及び改正2件、工事請負契約の変更2件、その他1件であります。提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

**議** 長 これで行政報告を終わります。

(10:08)

#### 日程第5 一般質問

**養 長** 次に、日程第5「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は6人であります。これから通告順にした がって質問を許可いたします。まず、堀池浩議員。

<u>5 番 堀 池</u> 皆様、おはようございます。議席番号 5 番、堀池浩です。通 告に沿って質問いたします。新型コロナワクチン接種についてです。

本町において、65歳以上の高齢者に5月1日からコロナワクチンの集団接種が始まり、全国の各自治体でも接種が開始され、やっと具体的に目に見える形で進んできました。政府からは6月末までに高齢者接種分を、9月末までに全国民接種分のワクチンが確保され、7月末までに、高齢者への接種が終了との方向性が出されました。そこで以下のことをお尋ねします。

1つ、4月に医療従事者や介護施設入所者・従事者への優先接種が実施されましたが、対象者数と接種者数はどうなっておりますか。

2つ、高齢者への接種は、事前の電話予約でありますが、6月12日現在 での対象者数と予約数はどうなっておりますか。

3つ、いまだ予約できてない方への確認方法は考えていますか。

4つ、6月12日現在で、1回目のワクチン接種者数は何人ですか。また、2回目接種は何日から開始していますか。

5番目、ワクチンは1ビンで5人分となっていますが、予約日を忘れたり、当日体調不良で来場できず、ワクチンが余ることはなかったですか。 余った場合の対応はどうしておりますか。

6つ、高齢者への接種は7月末までとなっておりますが、本町での見込み はどうですか。

最後の7番目、一般の接種は8月以降となると思いますが、対象者は一挙 に倍となります。一般接種の計画はどうなっておりますか。以上、登壇での 質問を終わります。

# **議 長** 町長。

町 長 堀池議員の新型コロナワクチン接種についてのご質問にお答 えいたします。

①の「4月に医療従事者、介護施設入所者・従事者への優先接種が実施さ

れたが、対象者数と接種者数は」とのご質問でありますが、まず、医療従事者につきましては、県が接種主体となって、いわゆる先行接種されましたので、確実なところはわかりませんが、現時点において町で把握している人数は、5月末時点で、258名に接種が完了しているようであります。なお、医師会及び長崎川棚医療センターに確認をしたところ、医療従事者につきましては、全ての対象者が2回の接種が完了しているということであります。また、介護施設入所者と施設職員のワクチン接種につきましては、各施設から提出された名簿を基に、第1回目を4月24日から4月29日の期間に完了し、2回目を5月15日から5月20日の期間で完了いたしております。介護施設入所者は、対象者227名のうち、210名に接種を行っており、施設の職員は、対象者204名のうち、192名に接種を行っております。

次に、高齢者への接種についてお答えいたします。6月12日現在での接種対象者数は、4,766名であり、そのうち予約者数は4,155名で、予約率は87.2パーセントであります。なお、対象者、予約者数ともに施設入所者数を含んだ人数であります。

次に、③の「いまだ予約ができない方への確認方法は考えているのか」と のご質問でありますが、現在、予約がお済みでない方のリストを作成し、職 員による確認作業を行っております。今後、居住の実態や本人の状況を確認 の上、文書の送付や職員の訪問等により勧奨することといたしております。

次に、④の6月12日現在の状況についてお答えいたします。高齢者の6月12日現在の1回目のワクチン接種者は、施設接種、集団接種合わせて3,471名で、予約者の83.5パーセントであります。2回目の接種の開始時期につきましては、施設入所者は5月15日から、集団接種は5月22日から開始し、既に1,806名が接種を完了いたしております。

次に、⑤の「ワクチンは1ビンで5人分となっているが、予約日を忘れ、 当時体調不良で来場できずにワクチンが余ることはなかったか、余った場合 の対応は」とのご質問でありますが、予約された方が来場されなかったこと で、ワクチンの余剰が発生したことはこれまでもありましたが、そのことは 当初から想定をしていたところであります。また、当初は、ワクチン1ビン が5名分となっていましたが、現在は6名分となっているため、予約者数と 準備するワクチンの兼ね合いにより、余剰分のワクチンが発生することもあ ります。これらのワクチンは事前に接種を希望する町職員をリスト化し、集団接種会場で従事する町職員に順次接種をさせることで無駄にならないように使用をいたしております。

次に、⑥の「高齢者への接種は7月末までとなっているが、本町での見込みは」とのご質問でありますが、高齢者の第1回目の接種を6月末に完了できるよう、現在予約日の調整を行っております。このことにより、7月下旬頃には高齢者の2回目の接種まで完了できる見込みであります。なお、体調の都合等で予約手続きが遅れている方につきましては、8月以降も、随時対応することといたしております。

⑦の「一般の接種は8月以降となるだろうが、対象者は一挙に倍となる。 一般接種の計画はどうなっているか」とのご質問でありますが、64歳以下 の接種券は、委託業者から7月1日に町の方に到着をいたします。そこで、 枚数や内容等の確認を行ったあと、年齢の高い順に発送する予定といたして おります。高齢者の接種と同様、8月から集団接種で毎週水曜日・木曜日・ 土曜日に実施し、対応可能な診療所等には個別接種も実施していただくよ う、このようにお願いをいたしております。就労・就学している方が多い年 代となりますが、1週間の接種者数1,000名を目標として、10月下旬 頃には町民の大部分の接種が完了する計画といたしております。また、現在 は高齢者の接種が進み、予約枠に余裕がある時間帯も生じております。そこ で、優先的に接種をした方が好ましいと思われます、例えば消防団員、学校 の教職員、保育所・幼稚園の職員の方々に接種希望者リストへの登録をお願 いし、ワクチンや予約枠に余裕があった場合に接種のご案内をすることと し、既に実施をいたしております。なお、60歳から64歳の方が約900 名いらっしゃいますが、年齢が高いほど基礎疾患を有する方が多くなると、 このように思われますので、希望調査を行い、基礎疾患を有する方から順 次、予約枠に余裕のある日時をご案内したいと、このように考えておりま す。

このような取組によりまして、1日でも早く町民のワクチン接種を完了するように努力してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

**議** 長 堀池議員。

5 番 堀 池 はい。このワクチン接種に関しては、また特に最近メディアの方でかなり接種率とか、そういうところでなんかこう競争をあおっているような感もあるんですけども、本町では5月1日から本当に先に計画されて、着実にいっているなと。この3町回っていたときに思ったのが、川棚は川棚方式、波佐見は波佐見方式、東彼杵は東彼杵方式、各町で本当に一所懸命取り組んでおられて進んでいくかなと思われます。ただ、先ほど話がありました、この予約できていない方への確認方法、これがもう一度確認しますけど、今職員の方で確認作業中ということでしたけども、特に電話がない方あるいは電話をかけられない方、特に独居老人の方ですね、回ってみると受けたいけども仕方がわからない。中には3月に来た案内文書が見つからないという方もおられましたけども、そのときは一所懸命探して電話して予約を取ってあげた方もおられるんですけども、その辺の手順といいますか、そういうのもはっきり決まっているんでしょうか。

# 議 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。予約が済んでいらっしゃらない高齢者の方の確認の手順についてでございますが、現在介護保険の包括支援係を中心に、独居の方、ご本人さんで判断ができないような方、そういう方がどれくらいいるかというリスト化の作業を進めております。その後、居住の実態がない方、入院中の方など、お声掛けがちょっと今できないという方を除いてですね、職員の方、ケアマネージャーさんたちの協力を得ながら、個別訪問等をですね、中心に進めてまいりたいというふうに思っております。

#### 議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 ワクチンを接種を推奨という形で、あくまでも本人の希望ではありますけども、特に接種したい方が一人も取り残されない、そういうためにも頑張っていただきたいと思います。

次に、このワクチンのビンの件なんですけど、先ほど5名か6名、これは注射器が来たと、6人分用の注射器が来たということで話がありました。私もよくわからないんですけども、このワクチンのビンはテレビでよく見ます。で、マイナス70何度の冷凍だということであるんですけども、このビンは解凍してからどのくらいもつものか、よくわからないんですよ。何日くらいもつものか、ということはその日の予約の分全部を解凍しても余る場合

もありますよね。それは翌日に、あるいは翌々日に繰り越せれるのかどうか、それをちょっと確認したいんですけど。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。ワクチンにつきましては、解凍をして生理食塩水と混合をしまして、その後早急に接種をさせているところであります。ワクチンのビンの状態での解凍をした場合はですね、約5日間程度は冷蔵保存で大丈夫ということで確認をしておりますが、今本町の場合におきましては、接種者のですね、予約の方の来場者の数を見ながら、解凍に30分ほどかかりますので、その来場の状況によりまして解凍を随時しているという状況であります。なので、例えば本日の解凍分については一遍に解凍するのではなく、時間を置いて何本ずつ何本ずつという形で解凍を進めておりますので、その日の余剰ワクチンについてはその日に接種をさせれる程度で済ませております。

**養 長** 堀池議員。

5 番 堀 池 はい。ビンのままやったら解凍しても冷蔵庫保存で5日間くらいということはわかりました。あと先ほど言われたのが食塩水との希釈ですか。もう希釈したら全部使いきらないといけないということですか。

議 長 健康推進課長。

**健康推進課長** 希釈後も5時間程度というふうに聞いておりますので、そこまで至らないように対応をしております。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 ちょっと今確認したのは、やはり余った分をどういうふうにするかということで、とても大変な今まで経験をされてきたんじゃないかなと、どういう対応をしていこうかということで一所懸命考えてこられたんじゃないかなと思ってちょっと確認をしました。現在町職員の方のリスト化されて、何人分、何人今日は予約来られなかったから、で何人ということでされているかと思うんですけど、その中に最後の方にお話があった、消防団あるいは学校関係者、こども園あるいは保育園関係者、リスト化されているということなんですけど、この方々も余剰分、余った分の接種ということで計画されているんでしょうか。

**養 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。当初は余剰分を無駄にしないようにということもあっておりましたが、現在は長崎県の方におきましても、優先的に接種をさせることが好ましいという方たちのリストを提示されておりまして、そこに掲載されている方につきましては、今度は予約枠の余裕分ですね。元々が30分あたり60名を最大限としまして予約枠を設定しておりましたが、高齢者の方がそれぞれ接種を進められた関係で、現在予約枠の中に20名とか、そういう時間枠もございますので、その場合にはせっかくお医者さんも来ていただいておりますから、そこの医療従事者のですね労務を無駄にしないと、医療従事者の確保、時間帯を無駄にしないという観点から、お声掛けをさせていただいております。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 もう一度確認します。今課長の方から説明があったのは、消防団、学校関係あるいはこども園関係、この方たちは当初は剰余分の予定だったけども、優先枠で、高齢者の予約の空いたところ、優先枠で接種を進めているということの理解でよろしいでしょうか。

**養 長** 健康推進課長。

健康推進課長 はい。そのとおりでございます。

養 長 町長。

町 長 補足して説明いたしますけど、今各市町村に配布をされておりますワクチンにつきましては、あくまでも65歳以上の方々に対するワクチンであります。したがって、国は当初は65歳以外の方にワクチンを接種するということは想定されておりませんでしたので、いわゆる私ども町の接種責任者としては大変苦慮をしたわけでありますけれども、私といたしましては余ったワクチンを廃棄することは絶対しないようにという方針から、やむなく接種会場にいる町の職員に接種をしようということで方針を決めたわけであります。その後国においてはそれが追認されたという形になっております。そういった中で、各都市圏あたりでは大規模な集団接種会場を設けられておりますけれども、そこには予約枠があまりにも多くなっておりますので、65歳以下の方でも、特に優先接種をした方がいいんじゃないかという人々に対しましては、接種した方がいいという判断もされたんでしょう。で、6月10日に県の方からは、ただいま担当課長が言いましたように、そ

ういった方々に対しては、この今のワクチンを使って接種をしていいという 方針が示されたところであります。以上でございます。

**養 長** 堀池議員。

5 番 堀 池 今町長の方から答弁がありましたけど、当初は高齢者の人数 を充ててワクチンある程度来ていたと。では今はそれ以上には来てるという ことでよろしいんでしょうか、ワクチンの量が。

議 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。現在ですね、本町の方に届いておりますワクチンは、 高齢者全員分を上回るワクチン量が届いております。

**養 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** そのワクチン量というところで、いつも、最近ちょっと不思議に思ってきたんですけども、職域接種、大きいところはですね、あるいはこちらの方でも介護施設あるいは医療従事者、川棚町以外の方もおられます。そういう方も接種はされてると思うんですけど、そういう把握っていうのはどういう形でされているんでしょうか。

議 長 健康推進課長。

**健康推進課長** 町外者の方につきましては、町外の方はですね、お住まいの市町で接種券が配布をされております。もしくはまだ配布をされていらっしゃらない方については配布予定ということになりますので、町内の方につきましては本町の方で接種券の発行が随時できる体制を取っておりますので問題ないんですが、町外の方については本町の方では接種券の発行を随時行うというわけにいきませんので、それにつきましてはお住まいの市町の方から接種券の発行を求めるというようなことで対応をしております。その接種券をもとにしてですね、町外の方に何人接種したかということを把握するということになっております。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 町外の方には接種券の発行を求めて、それによって把握していくと。で、町内で今1回接種、あるいはもう2回終わった方もおられます、高齢者の方。この方に対して、2回接種が終わりましたよというのはどういう形で確認、何か旅行とかなんかのときに求められた場合、そういうのは発行はできるんですか。

議 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。接種券、一番最初に高齢者の方には3月下旬に発送しておりますが、その接種券のシートの中に、接種済証という、1回目2回目の接種が済んだということを証するステッカーを貼って、その台紙をもって証明証とさせていただいております。これについては再発行ができないので大切に保管してくださいというご案内をさせていただいております。

**議** 長 堀池議員。

5 番 堀 池 そうするとその1回目あるいは2回目貼るところ、そのステッカー、これだけはもう確実に持っとかないと、再度発行というのはできないということですね。恐らく今後2回接種終わった人、あるいは何かあるときにそれを出してくださいという場合も出てくると思うんですよ。それを今確認をさせていただきました。ありがとうございました。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 で、この5月から集団接種行っておられるんですけども、特にスタッフの中で健康推進課の職員の方がかなりされてるんじゃないかなと。で、私も6月5日接種したんですけども、ずっと見ておりまして、特に健康推進課の方の方にちょっと過重となっていないかなと。それまでがん検診もあってました。駐車場でがん検診もあるし、今後特定健診も出てくると。それが重なってきてるんで、ちょっとそれが私は心配なんですけども、職員の方でその辺は大丈夫ですか。

**議** 長 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。ワクチンの取扱いの関係などの兼ね合いもありまして、健康増進係の保健師などがですね、そこの管理にあたっているという状況でありますので、接種会場には健康推進課以外にも全庁的に今応援体制を整えていただいて対応させてもらっているというところではありますが、職員だけで対応が今後も同じようにずっと続けられるかというところの問題がありますので、外部からのスタッフのですね、派遣等もですね、今準備をしております。

**議 長** 堀池議員。

**5 番 堀 池** 外部からのスタッフ派遣、ただこれがそれでいいよねという 思いはあったんですけども、よくよく考えると、各町とも、あるいは市、も う全国的にこのスタッフが足らないというところで、希望者が小さいところはやっぱりなかなか少ないという話も聞きました。で、その6月5日第1回目接種を受けているときに思ったんですけど、受付とか検温あるいは誘導ですね、誘導とか、そういうのは今町の職員がされてますけど、もしあれだったら町職員はもう一つレベルアップしてもらって、そこの誘導とか、簡単なところをボランティアの方で求めるということは考えておられないんでしょうか。

議 長 健康推進課長。

**健康推進課長** 今現在もですね、介護サポーターの方などのご協力をいただきまして、特別に判断を要するような場所以外はですね、主に先ほど堀池議員さんがおっしゃったような誘導等になりますが、そういったものについては有償のボランティアという形でご協力をいただいているところであります。

議 長 堀池議員。

5 番 堀 池 わかりました。特にメインで動かれる方、特にされてるのが健康推進課の方がメインでやっておられると、そこにやっぱりストレスとかそういうのを与えたらいけないなという感じはしました。今は有償のボランティアということですけども、無償のボランティアもこの議員でもたくさんおりますので、もう2回接種終わっていると思いますんで、どんどん使っていただいて、負担を軽くしていただきたいなと思います。以上で終わります。

(10:38)

<u>議 長</u>次に、田口一信議員。

8 番 田 口 議席番号8番、田口一信です。男女共同参画の推進について 質問いたします。

ちょうどタイミングがよかったのですが、6月の23日から29日までが 男女共同参画週間というふうになっておりまして、広報かわたなの6月号の 一番最後のページにその啓発記事が載っておりますので、ちょっと読ませて いただきます。「男女共同参画週間「女だから、男だから、ではなく、私だ から、の時代へ。」6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画 週間」です。女性、男性といった性別による固定的な役割分担の意識、これ は「男は仕事・女は家庭」あるいは「男は主要的業務・女は補助的業務」などのように、男性、女性という性別を理由に役割を固定的に分ける考え方というのを固定的な役割分担の意識と書いてございますが、そういった固定的な役割分担の意識や、このような意識に基づく社会制度・慣行を見直し、職場での女性の活躍、男性の育児・介護・地域活動への参加など、家庭や地域、職場、学校などで多様な暮らしや働き方を選択できる社会、「私だからの時代へ」にするためには、一人ひとりの取組が必要です。」というような記事が載っております。こういったことを踏まえて、質問に入りたいと思います。それからもう一つ、タイミングよかったのは、6月6日の長崎新聞のあの人この人という欄にはですね、これから私が取り上げます川棚町老人クラブ連合会に女性の方が就かれたという囲み記事が載っております。それでは質問をいたします。

今年度から2年間は、川棚町老人クラブ連合会の会長は女性が務められる ことになりました。川棚町老連としては初めての女性の会長であります。と きあたかも今年実施される東京オリンピックの国内実施体制のトップ3人、 すなわち東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、それから東京オリン ピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長、それから東京都知事、こ ういった3人の3つの職務はいずれも女性が就いておられます。まあそうい う時期でありますので、川棚町老連の会長が女性となったことも、時宜を得 たものと、私は思います。そこで、老人クラブ関係を例に挙げつつ、男女共 同参画の推進について考えてみますと、まず、県内21の各市町にそれぞれ 老人クラブ連合会はありますが、女性の会長は川棚町だけです。また、各地 区単位の単位老人クラブについてですが、川棚町は今年度29のクラブがあ りますけれども、女性の会長さんは1クラブだけであります。なお、このク ラブの会長さんは連合会会長さんとは別の人であります。そして、県内の状 況を見ますと、県全体で1,591の単位老人クラブがあるわけですが、女 性が会長になっているクラブは146でありまして、10パーセントに満た ない状況です。老人クラブの会員全体は6割が女性でありますので、女性会 員が大きな役割を実際には果たしているわけでございますが、女性の登用が 進んでいないという状況でございます。このため、県老連としても、もっと 女性会員に中心的役割を担ってもらうように、理解を深めてもらうような研 修等に力を入れているという状況でございます。本町では、第5次総合計画 後期基本計画でも「男女共同参画社会の実現」を課題として掲げ、各種施策 を実施しておられます。その内容について、次の点をお聞きます。

- ①各種施策の内容は、どのようなことか。
- ②1年延長して今年度が最終年度となっておりますが、数値目標の達成状況はどうですか。
  - ③男性側の意識の改革も重要と考えるが、その啓発はどうしているのか。
- ④③に関連し、社会面の指標だけでなく、家庭面での指標、例えば男性の 家事や子育てへの従事時間が統計的に延びているかどうか、などの指標も必 要ではないか。

この4点ですが、この今言いました④について、もう少し補足的に述べた いのですけれども、この④について私はただいま「社会面」、「家庭面」と いうように対比的に言葉を使っておりますが、一方、川棚町総合計画におい て「男女共同参画社会の実現」というときの「社会」というものは、そう いった「家庭面」も含めた広い意味での「社会」ということだと考えられる わけです。そうすると今言ったように、④のように「社会面」、「家庭面」 というような言い方と、それから「男女共同参画社会」というときの「社 会」というのは、広さが違うわけでありまして、このように同じ「社会」と いう言葉が広くも狭くも使われているという状況では、私たちの認識があい まいになっているというような要素があるんじゃないかと、そういうことを 私は問題意識として考えております。すなわち、「審議会等への女性の登用 率」といった指標を総合計画では挙げておられますが、それは狭い意味での 「社会」の一指標に過ぎないのだから、ほかにもっと何かの指標がないのか なと思うわけで私はこの④の質問をするということにしたわけでございま す。ただですね、もっといろいろな指標を取るということになったときに、 それでは、それらの指標がいったいどのような状態になったときに男女共同 参画社会が実現したといえるのか、という疑問が出てきます。いろんな指標 を取るとして、じゃあそれが何パーセントになったときに男女共同参画社会 というのかというのがわからないわけですね。審議会等への女性の登用率な ども、50対50がいいのかどうかということははっきりしておりません し、いったいどのくらいがいいのかっていうのはまだはっきりしてないんで すね。だから結局考えてみると現在は、「現状は男女共同参画社会でない」という基本認識があるからこそ、そういった「女性の登用率」などの目標数値を設定しているということであると思っておるわけです。だからそこら辺がはっきりしないので、そうすると、「そもそも男女参画社会とはいったいどういう社会なのか」という、その基本理念に立ち戻って考えることが必要になってくるんじゃないのかなと、どういう社会が男女共同参画社会なのかと、そこら辺をもうちょっと突き詰めて考える必要があるんじゃないのかというふうなことを思ったりします。まずそういう問題意識を持ちながらこの質問をします。答弁をよろしくお願いします。

# 

<u>町</u> <u>長</u> 田口議員の「男女共同参画の推進について」のご質問にお答 えいたします。

今議員からはどういった状況が達成されたら男女共同参画社会が実現できるのか、というようなお話もありましたが、そういったことも念頭に置きながら答弁をさせていただきます。

まず、1番目の「各種施策の内容」につきましては、平成27年11月に 策定いたしました第5次川棚町総合計画後期基本計画の中において、「男女 共同参画意識の醸成」ということと、「男女共同参画社会の形成」、この 2 つを施策の柱として掲げております。その中で、継続的に取り組んでいるも のといたしましては、長崎県、諫早市、大村市及び東彼3町で組織する「男 女共同参画県央地域促進会議」の共同事業といたしまして、「地域における 男女共同参画リーダー育成事業」がありまして、開催場所は3町持ち回りに より、毎年テーマを決め、研修会やワークショップなどの啓発活動を行って いるところであります。また、本町独自の取組といたしましては、本町の教 育委員会におきまして、社会教育の活動として「イクメンパパ講座」を開催 したほか、学校教育としては、学習指導において、「男女共同参画に関する |学習指導要領の主な記述 | に沿った指導を行っているところであります。そ して令和3年度からは、従来の男女別名簿に代えて男女混合名簿を使用して おりまして、これらの取組は児童生徒にとって男女共同参画やジェンダーレ ス、いわゆる社会的・文化的な男女の区別がないさま、そういったことに関 する意識を高める有効な手段と、このように考えております。また、中学校 では、生徒が「男らしさ」「女らしさ」による固定的な考え方にとらわれず、適性や能力に応じた勤労観、職業観を培うための職場体験を実施をしているところであります。そのほか、啓発に関するチラシの配布や掲示物の掲示を随時行っております。

2番目の「数値目標の達成状況」につきましては、総合計画後期基本計画の中において、「町審議会等への女性の登用率」の最終年度の数値目標を20パーセントと掲げておりましたが、令和3年度当初における実績は残念ながら15.6パーセントにとどまっております。

3番目の「男性側の意識の改革」につきましては、議員ご指摘のとおり男女共同参画社会の実現のためには大変重要であると、このように認識をいたしております。1番目のご質問でお答えをいたしました「地域における男女共同参画リーダー育成事業」において、研修やワークショップの中で「女性の就活セミナー」といった女性だけを対象としたものもありますが、それ以外は男女の区別なく広く参加者を募集しており、これらの取組につきましては男性の意識向上を意図したものであります。参加された男性につきましては、それなりの啓発につながっていると思いますが、社会全体としての男性の意識の向上をつながるような取組や啓発をどのようにしていくのかにつきましては、今後の課題であろうと、このように思っております。

4番目の「③に関連し、社会面の指標だけでなく、家庭面での指標例えば 男性の家事や子育てへの従事時間が統計的に延びているかどうか、などの指標も必要ではないか」とのご指摘でありまして、先ほど演台で縷々述べていただいたところであります。各種計画の数値目標を設定する場合の要件といたしましては、正確に計測できること、安定的に収集可能なこと、収集コストがなるべくかからないことなどの要件が必要でございます。確かに男性の家事や子育てへの従事時間といった指標は、男女共同参画の実態を検証するうえでは、一つの要素になるものと思われます。しかし、現在実施している各種統計では、そのような調査項目はないので、データの正確かつ安定的な収集が非常に困難であります。また、新たに収集するとした場合、アンケート費用など収集等のコストも要するので、市町村において掲げる数値目標の指標としては不向きではないかと、このように思われます。新たな総合計画の策定におきましても、何らかの数値目標は掲げることにいたしております が、他の市町村の実施例なども参考にして検討してまいりたいと、このよう に考えております。以上、答弁といたします。

#### 議 長 田口議員。

8 番 田 口 先ほどリーダー育成事業など、町の取組などについてご答弁がありましたが、もう1回重ねて聞くことになると思いますが、23日からの男女共同参画週間においてはどのようなイベントが実施されるのでしょうか。

# **養 長** 総務課長。

総務課長 はい、お答えいたします。6月号に掲載した男女共同参画週間、これは毎年この期日が固定的に定められておりまして、6月23日から29日までの1週間、これが男女共同参画を促す、PRのための週間ということで毎年決まって設けられているものであります。本町としましてはここに特定のイベントといったものは用意をしておりません。ただこの週間を期に男女共同参画の意識付けを図っていただこうと、そういう意味合いで広報に掲載したものであります。以上です。

#### **養** 長 田口議員。

8 番 田 口 まあ数十年前とかに比べると現代は女性が職場に出ておられるという方も大分多くなってきていると思います。それについてはですね、意識だけではなくて現実に、例えば電化製品が発達して、家事が楽になっているというような要素もあると思いますし、最近であれば食べ物を配送するサービスがものすごく発達しているとか、あるいはスーパーに行っても食材がすぐに調理できてすぐに食べられるようなものが売られてるとかですね、結局いろんな生活が便利になっているので、女性の方が職場に出やすくなっているという要素もあるんじゃないか、そういった社会の仕組み全体の変化が女性が職場に出やすくなっている。逆に言えば、そういうニーズがあるからこそそういう仕事が発達してきたというふうな、サービスがですね、発達してきたということもいえると思うんですが、そういう環境の変化によって今現在、まあ前よりは進んできているのではないかというふうに思われるので、自然の流れなのかなと思いますけど、どうでしょうか。行政が力を入れて男女共同参画と言ってきたからなのか、それともごく自然な流れなのかという感じではどんなふうに思われますか。

# **養 長** 総務課長。

総 務 課 長 はい、お答えいたします。田口議員がおっしゃるように、生 活環境の変化ですね、生活がしやすくなった、これも徐々に女性の進出がさ れている、この後押しになっているのは一つの要因にあることは確かである と思います。ただ、男女共同参画というものはですね、女性の進出も大変重 要なんですけれども、男性の進出、これも特に重要だということで定めてお ります。例えば先ほどご質問にありましたように家事に男性も積極的に協力 をしていただく、あるいはもう主にやっていただいても構わない。とにかく 男女の固定的な観念で仕事を分けるのではなくて、同等に共同参画するとい うのはそもそもの趣旨であります。ですから、男女共同参画のそもそもの根 本としましては、男女が、お互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性 別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる、そうい う社会の実現を目指しているものであります。ですから先ほど町長の答弁に もありましたように、男性の進出を求めるために料理教室であるとかそう いったものも行っているとこであります。ですから、環境の変化も後押しに はなっておりますが、やはりご質問にもありますように、意識、特に男性の 意識付け、これがまだまだ必要ではないかなというふうに思っております。 以上です。

# 議 長 田口議員。

8 番 田 口 ほぼ答えが出ているように思いますけど、ちょっと私も申し上げますが、そういったいろんな社会全体の仕組みの変化というものによって、そういった女性が職場に出やすくなるとかそういうような社会全体が動いていくのだと思いますので、先ほど④でいろんな指標の、いろんな数値を取ったらどうかというようなこと、あるいはそういった数値がどうなればいいのかということをそもそも考えるべきではないかというふうなことを申し上げましたけども、私もですね、結局いろいろ考えてもですね、いろんな数値が自然に落ち着くとこに落ち着いていくということではないのかなというふうなことを思います。だから何パーセントがよいというようなことではないのではないかと思っています。例えば審議会のメンバーだって50対50がいいということ自体が固定観念だと思うのでですね、自然に落ち着くとこに落ち着くということではないかなというふうに思いますので、結局何が男

女共同参画社会かといえば、男女共同していますよ、あるいはしていきますよという意識そのものではないのかな、今総務課長も言われましたが、意識そのものではないかなというふうなことを私は思います。だから夫が仕事のみで妻は専業主婦で家事だけでもよいと思いますし、あるいはその逆でもいいと思うんです。妻が仕事で夫が専業主夫っていうふうなことでもよいという、それはそれぞれの夫婦の考え方でやればよいのではないかなというふうなことを思います。ただ、子育ては両方やっぱり、両親がですねやっぱり協力してやるのがいいのかなっていうふうなことは思いますけどもですね、まあそれぞれの家庭の状況によって協力してやるっていう、まあ意識ですね、意識が最も大事ということではないかと思いますが、ちょっと重ねての質問になりますけども、そういう考えについてお聞きします。

- 8 番 田 口 はい。そういった意識付けが大事なのではないかという質問です。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。と言いながらも議員の質問の理解がまだできていないんですけど、壇上でもちょっと触れましたが、男は男らしく、女は女らしくということもこれは私は必要だと思います。まあそういった中で、そういった概念に捉われることなく男女の区別をしないという社会をつくろうということを目指しているわけです。そういった中で先ほど言いましたように、学校では昔は生年月日順に名簿が作られておりまして、その後はあいうえお順とか、男子・女子別に作られておりましたが、今年度から男女混合の名簿を作成されて活用されております。そういったことをすることによって、いわゆる社会面での男女の区別をなくそうという努力をされているわけであります。そういった小さいことを一つ一つ進めることによって、男女共同参画社会が実現できていくのではないかと思います。そこでどういった状況が生じればそれが実現になったのかということを判断いたしますと、いわゆる「男女共同参画社会の実現を」というこの言葉がなくなった時点で達成されたんではないかと、このように今思ったところであります。以上でございます。

議 長 はい、田口議員。

8 番 田 口 そういう社会状態になることを希望しまして、終わります。

(11:06)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:06)

(…休 憩…)

(11:20)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、堀田一徳議員。

10番堀田 議席番号10番、堀田一徳です。通告文にしたがい、ふるさ と応援寄附金の推進について質問をいたします。

ふるさと応援寄附金は、都会に住んでいても、自分を育んでくれたふるさとに自分の意志で、いくらかでも納税できる制度であります。納税を受けたい町は、その魅力をおおいにアピールする必要があります。そのために次の点を尋ねます。

- ①平成29年9月議会で「応援したくなるようなふさわしい事業を選定して、新たな寄附金の使い道を速やかに検討し発信する。」との答弁でありましたが、その後は。
- ②農林漁業等の体験型の返礼品が各地で増えております。ウィズコロナ時 代の今だからこそ、本町でも検討すべきではないでしょうか。
- ③寄附者とのつながりを積極的に強化すれば、U・I・Jターンや観光客の誘致などにより活性化が図れると考えます。寄附者とのつながりはどうなっていますか。
- ④寄附者の年齢層、性別、寄附の動機などの収集・整理・分析はできていますか。
- ⑤ふるさと応援寄附金に積極的な自治体は写真や説明文が豊富でわかりや すい。本町の返礼品と情報を掲載した冊子はできたのか。
- ⑥積極的に推進するために専属の担当者を配置することはできないか。以上、質問をいたします。

議 長 町長。

<u>町</u> 長 堀田議員の「ふるさと応援寄附金の推進を」についてのご質

問にお答えいたします。

議員からは、平成29年6月定例議会の一般質問においても、ふるさと応援寄附金に関するご質問をいただいております。当時の寄附額は1,000万円ほどでありましたが、その後、ふるさと応援寄附金の運営代行業者の見直しや、新たなふるさと納税サイトを追加するなどしての改善を図り、最新の令和2年度の実績では、5,133万3,000円となっております。しかし、近隣の町に比べますと桁が一桁違いまして、大変申し訳なく思っているところであります。また、令和3年度一般会計当初予算では、前年度当初予算額に3,000万円の増額の8,000万円としておりまして、更なる寄附金の上積みを図るため、現在、新たな運営代行業者の選定を、公募型プロポーザル方式で進めているところであります。さらに、返礼品の新たな商品開発や宣伝素材の作成のため、令和2年度から地域おこし協力隊員を募集しておりますが、なかなか適任者が見つからず、令和3年度も引き続き募集をしているところであります。

それでは、①の「「応援したくなるようなふさわしい事業を選定し、新た な使い道を速やかに検討し発信する。」との答弁があったが、その後は」と のご質問にお答えをいたします。平成29年度時点での使い道として掲載し ておりましたのが、教育・文化・スポーツの充実に関すること、人材育成に 関すること、魅力ある観光地づくりに関すること、地域福祉の向上に関する こと、地域づくりに関すること、町長へおまかせの6項目でありましたが、 その後の新たな使い道として、歴史的資産の維持、保全に関すること、新型 コロナウイルス感染症等の対策に関すること、この2項目を追加をいたして おります。また、具体的な寄附金の使途につきましては、毎年、町のホーム ページで公開しており、既に令和2年度の使途につきましてもアップしてお りますので、その内容を若干ご説明をいたします。最も寄附が多かったのが 「町長におまかせ」の2,696万円でありまして、寄附金の使途は出産祝 金や子育て応援金、特定不妊治療費助成金の財源といたしております。次に 多いのが「教育・文化・スポーツの充実に関すること」でありまして、使途 といたしましては中学生のイングリッシュキャンプや学校支援員の導入の財 源といたしております。新たな使い道といたしましては、「新型コロナウィ イルス感染症等の対策に関すること」が多く、使途といたしましては新型コ

ロナウイルス感染症で影響を受けた住民や事業者への支援事業の財源といた しております。

次に②の「農林漁業等の体験型の返礼品が増えている。ウィズコロナ時代の今だからこそ、本町でも検討をすべきではないか」とのご提言をいただいたところでありますが、返礼品の体験メニューとして、「浪漫工房ハムづくり体験」、「シーカヤックで無人島上陸体験」、「ヘリコプター乗車体験」を返礼品としておりますが、農林漁業を活用した体験メニューにつきましては、林業におきまして「間伐体験」ができないか検討しましたが、実現に至っておらず、今のところ農林漁業体験型の返礼品がないという状況であります。商品開発には更に努力をしていかなければと、このように考えているところであります。

次に、③の寄附者とのつながりについてお答えいたします。本町のふるさと応援寄附金の97.6パーセントが、ふるさと納税サイトからでありまして、さらに納税サイトからの情報は運営代行業者で収集・管理され、その情報が本町に提供をされております。したがいまして、寄附者本人とのやりとりは、返礼品のクレームや寄附金受領証の再発行などに限定され、寄附者とのつながりを持つのは非常に難しいと考えております。なお、令和2年度の寄附者数が2,233人で、こちらも年々増加しており、この方たちの多くがふるさと納税サイトから寄附をしていることから、納税サイトに掲載した町情報もかなりの方に見ていただいているものと思われますので、この内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、④の「寄附者の年齢層、性別、寄附の動機等の収集・整理・分析はできているのか」との質問でありますが、寄附者の情報につきましては、必要最小限度の氏名・住所・連絡方法のみしか収集しておりません。したがいまして、分析も「寄附者が多い地域の抽出」や「返礼品の人気状況」など、主に返礼品の商品開発につながるような分析のみを行っているところであります。

次に、⑤の「本町の返礼品として情報を掲載した冊子はできたのか」との ご質問でありますが、令和2年度に作成した「ふるさと納税ガイド」が最新 のものでありまして、紙面には見映えのよい返礼品をピックアップした形で 掲載し、他の返礼品につきましは、紙面に掲示をいたしましたQRコードに より、ふるさと納税ポータルサイトへ誘導し、全ての返礼品が確認できる仕 組みといたしております。

最後の⑥の「専属の担当者を配置することができないか」とのご質問でありますが、これまでの寄附実績から、寄附者の70パーセント以上が10月から12月に集中しており、寄附金に係る事務繁忙期も短期間であること、また、ほとんどの職員が複数の事務を担当していることを考えますと、現状の職員体制の中でふるさと応援寄附金の専属職員を配置することは非常に難しいと考えております。そこで、先ほど申し上げましたように、現体制の中で、積極的にこの事務を進めるためには、新たな商品開発、宣伝素材の作成などのスキルがある地域おこし協力隊員を募集し、その活用を図ることが最善ではないかと考えており、そのような隊員を1日でも早く採用できるように努力をしていきたいと、このように考えております。以上、答弁といたします。

#### **養 長** 堀田議員。

10番堀田 はい。まあ確かに29年に一般質問をした折からすると、5倍ぐらいの納税があっているということですね、増えてる状況で、確かに8項目、いっぱいあるわけですけど、この近隣市町ですね、波佐見、東彼杵町、川棚としたときに、波佐見町が宅急便の業者さんが忙しいくらいの配送業務があるということですね、それでなぜ川棚町、要するに波佐見町、東彼杵町の差、金額の差もありますけど、なぜそういうふうな、それに近い状況にならないのかですね。そこはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

#### 議 長 企画財政課長。

企画財政課長 堀田議員のご質問にお答えいたします。確かに波佐見町、東彼杵町、川棚町よりふるさと納税額が大きいということでこちらの方も把握しております。特に波佐見町の方は確か16億程度の寄附金があったというふうなことで、県内でももうトップクラスの寄附額というふうに判断しております。やはりどこに差があるのかと見たときに、やはり商品の返礼品の数ですね、波佐見町の場合におきましては、今川棚町が持っております納税ガイドというのはこちらでございます。それは波佐見町の冊子の方はこれが分厚くなるような、要は、何て言うですかね、商品カタログのようにたくさんの商品がありまして、多分納税される方もそれを見るといろいろな種類があ

るので納税したくなるような気分になるのじゃないのかなというふうに判断しております。そういうこともございまして、本町におきましても平成29年度当時50品目ぐらいの返礼品でございましたが、それを何とか増やそうということで現在190品目まで現在増やしてきております。それと併せまして、現在人気の商品の中で定期便というのを現在作っております。こちらにつきましては、例えば肉であれば、一気にもらってもなかなか使い切れないということで、4回とか6回に分けて届いた方がいいんじゃないかというふうなこともあられるのではないかということで作ったメニューでございますが、そちらがですね、今手元に返礼品ランキング10位っていうのがあるんですけれども、その中でもですね、長崎牛肉サーロインステーキ、これを定期便で、この寄附額がものすごい大きいんですけれども18万円とか11万円なんですけれども寄附額がですね、そういうものには現在ベスト10の中でですね、寄附額も大きい状況になっているというふうな状況であります。やはりこの返礼品のですね品揃え、これがかなりの影響があるのではないかというふうに判断しているところでございます。以上でございます。

# **養 長** 堀田議員。

10番堀田 はい。確かに隣の町と比べればですね、品数が少ないというのはちょっとネックになっているんじゃないかと思います。それは一つは大きな産業というのが川棚町にはありませんので、致し方ないのかなというふうなことは思っております。

それと先ほどサイトの方で公募型のプロポーザルで発信をしたいというふうなお考えのようでしたけど、これはどういった、今楽天とかさとふるとかそういうとがありますけど、そのほかに何か違うことを募集するということでしょうか。

#### 議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。今回公募型のプロポーザルで求めておりますのが、町長の説明でもございましたとおり、運営代行業者、要は仲介をしている業者のプロポーザルを行っているところでございます。もう既にもうこのプロポーザルを実施しているところでございますが、要はサイトを増やすというわけではなく、その仲介をする業者でございますので、例えば返礼品あたりを今後どうしていくか、そういうものをですね、提案していただけるような

業者をですね、これから選んでいくということで考えているところでございます。以上でございます。

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい。サイトじゃなくて、その事業者をですね、先ほどの6番目のこの専属の担当者をというととこう一緒になるかと思いますけど、専属の要するに業者さんをお願いして、いろいろな事業所を回ってもらったりとか、あるいは商品開発をしてもらうとか、そういうことですよね。

養 長 はい、企画財政課長。

<u>企画財政課長</u> おっしゃるとおりでございます。

**養** 垣田議員。

10番堀田 はい、わかりました。次に2番目のですね、農林業の体験等の返礼品が全国各地であっておるわけですけど、シーカヤックとか、要するに浪漫工房、シーカヤック、ヘリコプターの搭乗と川棚町ではありますけど、これはあんまりこう、どのくらいですね、利用があったのかどうかですね。まあいくらもなかったんじゃないかと思いますけど、その辺のことがわかるようでしたらお願いします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。過去の私の記憶になるんですが、ヘリコプター体験、 これにつきましては1件実施したことがございますが、シーカヤック体験、 それから浪漫工房のハムづくり、これに対してはですね、私の記憶の中では 1件も今のところ記憶として残っていない状況でございます。以上でござい ます。

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい。それはやっぱりないということは、宣伝不足かあるいは説明不足か、そういったことが関係してるんじゃないかと思いますけど、あるいはそういった事業をされる方が、浪漫工房はちゃんと受入れ体制できると思いますけど、シーカヤックはその辺の対応ができなかったんじゃないかと思いますけどどうでしょう。

議 長 企画財政課長。

<u>企画財政課長</u> やはりネックとなっているのが、寄附額が高いというのがあるのかなというふうに思っております。体験型でございますので、ヘリコプ

ター体験、それからシーカヤック体験、こちらにつきましてはですね、宿泊をセットにした体験ということにしております。ですので、事業実施はですね、観光協会の方で実施をしていただいているところでございます。以上でございます。

**養** 垣田議員。

10番堀田 はい。今農林業の方も山林の間伐あたりが体験があったようですけどこれもうないということで、この体験型を専門にするサイトが「さといこ」というふうなサイトがあるそうですけど、体験型を専門にするサイトですね。いろいろな農業体験とか、そういうことをするサイトがあるそうですけど、それはご存知でしたか。

議 長 企画財政課長。

<u>企画財政課長</u> すいません、私は存じておりませんでした。

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい。そういうところもですね、アクセスをしていただいて、いろいろこっちの方で考えてもらえばと思いますけど、農業の体験あたり、言うごと本町にもいろいろな特産品があります。それからいろいろな農業者がいっぱいいらっしゃいます。トマトの収穫体験とか、あるいはアスパラの収穫体験とか、あるいは漁師体験とか、そういったものもあるわけですね。どこかのまちでは1日町長権というふうなこともあるそうです。そういったユニークな方法を考えてですね、もう少し、要するに寄附者の方のですね、心を掴むようなそういった体験型は考えられないかですね。その辺はどうでしょうか。

企画財政課長 先ほど町長からの答弁もありましたように、体験型についてはですね、農林水産業ですけれども、体験型についてはこれからも検討していきたいというふうに思っております。今堀田議員から言われた内容もですね、今後その検討の中に入れてですね、進めていきたいと考えております。以上でございます。

**養 長** 堀田議員。

10番堀田 それと、そういった中では、要するに川棚町だけの品物しか 駄目なのかですね。あるいは近隣市町のそういった陶器とか、あるいはお茶 とか、あるいは佐世保市あたりのものを一緒に、川棚町の分と一緒にまとめて、一緒のセットみたいな格好でするようなことは考えられないんですか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。ふるさと納税につきましては基本的に川棚町で作られたものということになりますが、例えば川棚町の原材料を他所の場所で加工したものも対象になります。あと、県内であれば、例えば県産品、これについては県の方でふるさと納税として県内で使っていいというものもございますので、そういうものについてはですね、返礼品として可能ということでございます。あと、他所の自治とのコラボですね。こういうものも可能というふうに判断しております。以前ちょっと佐々町の方ともそういうコラボができないかという話もしたことあるとですけれども、ちょっとそこはちょっと今立ち消えの状態でありまして、そういうことも可能というふうに考えております。以上でございます。

# **養 長** 堀田議員。

- 10番堀田 まあそういった体験型の方は、ほかにも他所では家の中でこもるということで、ゲームによる競争性みたいな格好のこともあってるわけですね。あるいはゲームによって農業体験をするというふうな、違う視点からの方法もあるようでございますので、まあそこは私もあまりゲームの方には詳しくありませんのでちょっとあれですけど、そういった、言うごと先ほど歴史的資産の維持、そういったことに関することということでありますけど、そういった中で片島公園のああいった戦時遺構のゲーム化をするとか、そういったことにしても、それと組み合わせて体験をするとか、宿泊をするとか、そういったものをいろいろ組み合わせていけばできるんじゃないかと思いますけど、どうでしょうか。
- **養** 返礼品の一つのアイデアとしてどうかという質問だと思いますけれども。はい、企画財政課長。
- 企画財政課長 堀田議員のご質問がありましたそこのゲームっていうところが、ちょっとどういうものなのかちょっとわからなかったんですが、どういうものかご説明していただいたらわかりやすいのですが。

養 長 はい、堀田議員。

10番堀田 あのですね、まあ地方創生ということで、例えば先ほど片島

のことを言いましたけど、片島あたりに体験するような、例えば魚雷をつくっているところの、要するにそういったことのゲーム化ですね、あるいはつくっていくのか、あるいはちょっと戦うようなゲームにしていくのか、あるいは大村湾を一緒に見て回るような、要するにゲームですね、そういったとのゲーム化の中で、何て言うとかな、そういったずっとそこで体験しながらいろんなことをしていくというふうなというゲームがですね、いろいろな、もう少し詳しくあとから調べておきます。

それとですね、3番目のつながりあたりをこうお願いするわけですけど、 やはり本町に、要するに川棚町の憩いを求めるというかですね、本町に関心 を持ってらっしゃる方が応募してこらすわけですので、やっぱり動機、なぜ 川棚町に寄附をされたんですかという動機あたりは、やはり調べていく必要 があると思うんですね。やはりただ単に全国の市町の中から川棚町を選んで くれたわけですから、やはりそれなりのことはやはり調べておく必要がある んじゃないかと思いますけど、一応県外、要するに町外ですね、町外から昨 年で2,225件の応募があっているわけですね。寄附があっているわけで すね。そうするとやっぱり都会、大阪、東京から来られてるんじゃないかと 思いますけど、そういったことでやっぱり動機とか、そういったことを調べ ておくのが本当じゃないかと思うんですね。それと、こういった8項目の種 類があるわけですので、ただこれでは、例えば教育・文化ではイングリッ シュキャンプに使います。そのあとの説明がないわけですね。そうするとこ れは寄附者に、こういったことで何月何日にこういったことをしましたと か、あるいは写真付きでこういったことをしましたとかというのを知らせる べき、知らせた方がいいんじゃないかと思うんですね。そうするとまた、川 棚町はこういう親切なことをしてくれるんだということで、またひょっとし たらリピーターが増える可能性もあると思うんですね。だからそういったこ とに対してもう少し、ただここに書いてあるようにイングリッシュキャン プ、学校支援員の導入とか、あるいは川棚町観光事業費に対する補助とか、 ただそれだけではですね、やっぱり寄附者の方もよくわからないと思うんで すね。ましてや町長おまかせで出産祝い金、子育て応援金、特定不妊治療費 助成金だけではですね、もう少し詳しく寄附者に対しては知らせるべきだと 思うんですけど、どのような考えでしょうか。

# 議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。今本町のホームページで公開している分の内容を今堀田議員の方からお話があったと思います。例えば教育・文化についてはイングリッシュキャンプ、それから学校支援員の導入というふうなことで記載をしておりまして、多分この内容を見ればこういうのに使われているというのはわかっていただけるんじゃないかなというふうなことで、使途のところは記載しているところでございます。もう少しわかりやすく記載をすることも可能ですが、そこはですね、検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

# **養** 垣田議員。

10番堀田 はい。他所のサイトを見ますとですね、飲食店応援プロジェクトみたいな格好で書いてあって、そこに何月何日から行いました、あるいはそういった、こういった事業を行いますというふうなことを詳しく書いてあるわけですね。そういった報告をなされているわけですね。そうすると寄附者の方もサイトで寄附をされるわけですので、やはりそこは見ると思うんですね。そうするとそこに書いてあると、詳しく書いてあると、こういうことを一所懸命やっていらっしゃるなということが相手にわかると思うんです。ただこれだけではただ事業の種類だけしか書いてないわけですね。結果とかそういったこういうことに使いましたということではないと思うんですけど、どうでしょうか。

#### **養 長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。まず公開している種類のところに、寄附金の使途というふうな書き方しておりますので、これに使ったということがわかっていただけるのじゃないのかなというふうに思っております。例えばイングリッシュキャンプに使ったんだっていうのがわかっていただけるんじゃないかと思います。ですので、もう少し具体的な表現であればですね、これにもう少し言葉を加えてですね、掲載させていただくよう検討させていただければというふうに思っております。以上でございます。

#### **議** 長 堀田議員。

10番堀田 はい。川棚町のサイトをにはですね、そういった、ただ教 育・文化・スポーツの充実に関することで、国際交流、芸術・文化・スポー ツの大会参加の支援、1行くらいしか書いてないわけですね。応援メッセージもありまして、波佐見焼が好きです。日常生活に温もりを感じる物を使いたいと思っていますが、作り手の方々は頑張ってくださいというような応援メッセージも入っているわけですね。だからこういったことが入っているということは、もう少し詳しく書いてあげると、もっとリピーターが増えるんじゃないかと思いますけど、どうでしょう。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。私の方がちょっと勘違いしておりました。町のホームページの川棚町ふるさと応援寄附金の使途のところのご質問かなと思ったものですから、別の資料を見ながら答えてしまいましたので申し訳ございませんでした。堀田議員のご質問は多分ふるさとチョイスのサイトの中の使い道の部分をおっしゃられているというふうに思います。選べる使い道ということで、今言われたとおり8項目載せてあるんですけれども、確かにその説明書きですね、あまり記載の少ないと感じております。こちらの方の内容についてはですね、今新しい仲介業者とかも決めますので、そういうところと協議をしながらですね、内容の充実にですね、努めていきたいというふうに思います。以上でございます。

## 議 長 堀田議員。

**10番堀田** はい。④とも関係するわけですけど、そういったリピーター のですね、確保にもやっぱり努めていただきたいと思います。そうすること によって、そういった川棚町のですね、品々がもっと多く増えていくんじゃ ないかと思います。

それと 5 番目ですけど、このふるさと応援金の冊子、ガイドブックを先ほどできたというふうなことで言われましたけど、川棚町も確かに 1 9 0 品目こうあるわけですね。このサイトがさとふると、それからふるさとチョイスと楽天と今 3 社ですかね、ありますよね。そうするとやっぱりそれぞれちょっと違うわけですね、サイトの中身もですね。そうするとこれはやっぱり事業者によって変わってくるんだろうと思いますけど、このこういった 1 9 1 品目の全部載っている冊子は一応できてるんですかね。

企画財政課長 町の方で一覧表の方はですね、準備しております。

**養 長** 堀田議員。

10番堀田 準備してるということは、もう現在作っているということで すか。

企画財政課長 冊子という形ではなく、もう一覧表という形でですね、写真と商品を一覧で、まあコピーしたみたいな形なんですけれども、一覧でもっているというふうなことです。お配りするようなもの、冊子みたいな形ではないものですね。190品目が載っている一覧表みたいな形ですね。そういうものは持っているということでございます。

**養 長** 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。一覧表があるということは、この寄附者に対して、お 礼の意味を含めてそういったものも送ってらっしゃるんですか。

議 長 企画財政課長。

<u>企画財政課長</u> はい。今のところですね、ネットからの寄附者に対しましてはお礼状のみ送っているところでございます。あと電話等で寄附の依頼があった場合ですね、この場合につきましては今言いました一覧表を一緒に同封してですね、送っているところでございます。以上でございます。

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい。まあいっぱい他所のサイトを見るとですね、結構返礼品の数が多いわけですね。そうするとやっぱり牛肉あたりをとってみましても、課長から言われましたように、定期便とかっていうふうなことも考えられて、結構評判がいいということですので、返礼品、要するにアピール度が低い返礼品ですね。結局191品目あるうちの、あまり出してもなかなか返礼品になっていないっていうのが多分あると思うんですね。やはりそういうのを集めて、一つのセットとしてするような方法というのは考えられないですか。

企画財政課長 今そこら辺のコーディネートの関係がですね、例えば業者が それぞれ違いますので、それを一つのセットにする、そういうものはです ね、なかなか今は作りづらいところがありまして、例えばさとふるの方では そういうものもですね、独自に確か作って返礼品として出していたというふ うに記憶しております。以上でございます。

議 長 堀田議員。

10番堀田 はい。確かにさとふるではそういった何種類という同じ牛肉でも何種類かこうしてからですね出してあるようですけど、やはり前29年のときの質問をしたときには、一番売れているのは何かというと、町長おまかせが一番多かった。それから次は何かというと、教育とか地域福祉とかってあって、人気があった返礼品はミカン類ですね、スイートスプリングとか、これはなぜ牛肉がですね、人気の上の方にいかなかったのかですね、その返礼品の数の方で。やはり第10回の全国和牛共進会ですね、1位になったわけですので、やはりそれをもっとこうアピールしてもよかったんじゃないかと思いますけど、やはり今からでも遅くはありませんけど、肉の詰め合わせとか、あるいはステーキだけじゃなくてバラ肉とか、いろんな部位がありますよね、ホルモンとか、そういったものを組み合わせての作成あたりは、そういったふるさとチョイスとかさとふるとか、そういったところに働きかけはできないんですか。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 長崎和牛で部位を変えた返礼品ですね、こういうものも可能 だというふうに考えております。現在の定期便の中でもですね、部位を変え た定期便という形でしておりますのでそこは可能だというふうに判断してお ります。以上でございます。

**議** 長 堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。大いにですね、そういう品数を増やしていってほしい と思います。

それと6番目の専従のことはできないということですので、最初言われました公募型プロポーザルでそういった運営事業者をお願いするというふうな格好でございますけど、やはり波佐見とか東彼杵、あるいは各市町の高額な納付額があっているところは、専門のそういった担当者、あるいは事業者がいるんじゃないかと思いますけど、やはり先ほど地域おこし協力隊ですかね、を募集するということですけど、その地域おこし協力隊の募集はそういったふるさと納税に関することで募集をされるのですか。

企画財政課長 はい。地域おこし協力隊員の募集につきましては、令和2年度から実施しているところなんですけれども、これまで2回応募がありまして、残念ながら1人は一次選考で外しまして、2人目につきましては採用の決定をしたんですが、本人の方から辞退という形で残念な結果に終わっております。引き続き3年度も募集しているというところでございまして、地域おこし協力隊員にはですね、是非そのスキルを生かしまして、新たな商品開発ですね、返礼品の商品開発、それから宣伝素材、今言われました、堀田議員からもありました長崎和牛あたりをですね、もっとこう宣伝していただくような、宣伝素材等を作っていただきたいということで募集をしているところでございます。以上でございます。

## 議 長 堀田議員。

10番堀田 本来ならば、町の職員が一所懸命川棚町の品物を売っていくのが本当だろうと思うんですけど、まあ所詮小さい町でございますので、職員の方もですね、なかなかいらっしゃらないということで難しいと思うんですけど、やはりそういった地域おこし協力隊のそういった人をですね、一所懸命、町内の事業所とかあるいは農業者とか、そういったものをもってふるさと納税の返礼品にしませんかというふうな、足を運んでいくような人が一番いいんでしょうけど、町の職員でもそういった町内にそういった事業所、農業者、漁業者、そういったところに返礼品どうですかというふうに回ったことはあるんですか。

#### 議 長 企画財政課長。

<u>企画財政課長</u> 一応そういう農業者の方にはですね、足を運んで一部返礼品の中にもですね、現在例えば柑橘関係あたりですね、そういうのが入っているというふうな状況でございます。

#### 議 長 堀田議員。

10番堀田 なかなかですね、ふるさと納税あたりの返礼品というのは難しいと思うんですけど、小串トマトも今度農協の方で小串トマトプロジェクトみたいなものを立ち上げて、重尾の業者さんとコラボされて、ピューレあたりを作るような計画が進んでいるようであります。そういったこともありますので、やはり町内のそういった農業者とかそういったところに足を運んでいただいて、ちょっとそういうふうなふるさと返礼品にどうですかという

ふうなことをやっぱりですね、足を運んでいくようなことをやっぱりやってほしいと思いますね。そしてまた本町の返礼品がですね、今5,000万ですけど、ここ1年の間に1億ぐらいまでなるようにですね、まあ行政の方とか、あるいはそういったサイトの方にもですね、3社サイトがあるわけですけど、そういったサイトの方にも働きかけをお願いをしてですね、もう少し川棚町をアピールしていってほしいと思います。そういうことで一般質問を終わります。

(12:08)

議 長ここで、しばらく休憩をいたします。

(12:08)

(…休 憩…)

(13:10)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

- **養** ここで、先ほどの堀田議員の一般質問について発言の訂正の 申し出があっておりますのでこれを許可いたします。堀田議員。
- 10番堀田 はい。先ほど一般質問の中で、小串トマトプロジェクトの中で「JAと協議」と言いましたけど、「観光協会」の誤りでございました。 訂正をいたします。
- <u>議 長</u>はい。一般質問に移ります。次に、波戸勇則議員。
- 1 3 番 波 戸 1 3 番 、波戸勇則です。通告書にしたがい、福祉医療費について町長へ質問します。

平成28年度から「川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく支援施策として子ども福祉医療費の給付対象を小中学生まで拡大されました。令和元年度決算では、約857万円の支給額となっており、本町の負担額は、年々増加傾向にありますが、子育て世代の医療費負担は軽くなり経済的に大変助かっているところでございます。近隣の2町をはじめ、県内各市町でも福祉医療費の給付対象者を18歳まで拡大している自治体が年々増えてきております。これまで町長は、多くの子育て世代に対する先進的な支援施策を講じられてこられましたので、対象者の拡大に取り組んでいただけると子育て世代にとっては更に安心して子育てができると考えます。

また、小学校就学前までは、県内の医療機関については現物給付となって

おりますが、小中学生は償還払いとなっております。償還払いは、医療機関等の窓口で健康保険の自己負担額を支払い、町へ領収証を添付して申請したあと、福祉医療費の自己負担額を差し引いた分が支給されます。この申請をするには、役場の窓口まで足を運ぶ必要があります。仕事をしておられる保護者の方にとっては、非常に負担を強いることだと思います。現物給付になるとこの申請にかかる手続きの負担が軽減されると考えます。

子どもを生み育てることに魅力を感じる川棚町を目指し、これからの社会を担っていく、子ども達一人一人の育ちを応援するため、子育て世代にかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策として、子どもにかかる福祉医療費について次の点を尋ねます。

- ①給付(助成)対象者を18歳以降の最初の3月31日までに拡大できないか。
  - ②現物給付に向けて制度構築ができないか。以上、質問いたします。

### 議 長 町長。

<u>町</u> <u>長</u> 波戸議員の「福祉医療費について」のご質問にお答えいたします。

最初のご質問は、「子どもに係る福祉医療費の給付対象者を18歳以降の最初の3月31日までに拡大できないか」とのことでありますが、私の方からは、「高校生等までの対象者」との表現で答弁をさせていただきます。はじめに、子どもに係る福祉医療費の給付対象者の県内の状況でありますが、現在、高校生等までを対象としている市町は6市町あり、残り15市町は本町と同じく、中学生までを対象者として助成をしているところであります。そこで、本町におきましても議員のご提言のとおり、高校生等までを対象者とした場合は事業費として概算で、システム改修に約100万円、医療費助成に約280万円、その他の経費として約20万円が必要になってくると、このように試算をいたしております。システム改修費は、初年度だけの支出となりますが、毎年約300万円の財源が必要となり、本町の今の財政状況では、大変厳しいものと思われます。しかし、今後対象者を拡大する自治体も増えてくるものとこのように予想され、少子化対策としても子育てしやすい環境整備の一環となるものと認識をしておりますので、対象者の拡大に向け検討していきたいと考えております。

次に、②の現物給付制度の導入についてでありますが、県内において小中学生、高校生等を対象とした現物給付を実施している市町は、6市町あります。受給者としては、一時的・経済的負担の軽減と申請の必要性がなくなり、担当係としても、窓口対応やデータの入力等の事務等の軽減が図られるものと考えられますが、一方では制度構築に係るシステム改修費や手数料等の増加、また、実施市町からの聞き取りによりますと、償還払いに比べると現物給付は、少ない市町で1.2倍、多いところでは2倍に医療費が増加したと、このようなことであります。そして何よりも、東彼杵郡医師会をはじめ、郡歯科医師会、郡薬剤師会、郡外の医療機関、審査支払機関等との調整が必要となり、3町足並みを揃える必要もあるのではないかと思われます。このように、現物給付に移行をするためには多くの課題がありますが、先ほど議員も述べられましたように、本町の子育て支援を更に充実するためには必要な施策だと、このように考えているところであります。そこで、今後現物給付への移行に向けた調査・研究を進めていきたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

## **養** 皮戸議員。

13番波戸 先ほど町長答弁の中で拡大に向けて検討していただけるということなんですが、もうなるべく早く検討していただきたいと思います。先ほど経費の方で、システム改修が100万、通常の経費が280万、その他で20万ということで年間300万程度かかると言われましたけども、今の子どもの人数、段々年々減ってきておりますので、今の状況がピークの頃になるのかなと思っております。最近出生数もかなり減っておりますので、ここがピークと思いますので、拡大に向けて検討されるということですけども、来年の4月からとか、そういう具体的な考えはないでしょうか。

#### 

町 長 はい。先ほど壇上で申し上げましたように、取り組むことで 今考えておりまして、担当課の方にはそのように指示をいたしております。 ただ議員も先ほど述べられましたが、子どもの数がもっと減るだろうという そういう認識を今示されましたが、私といたしましては、こういった子育て 支援を充実することによって、子どもの出生数ができるだけ減らないように 努力をしているところでありまして、そういった議員の推測というようなこ

とについては理解もいたしますが、私としてはできるだけそうなりたくない と、このように思って施策を展開しております。来年度から取組ができるか どうかについては今後の担当課の対応次第でありますので、担当課長の意気 込みをちょっと述べていただくようにいたします。

### 議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。先ほど町長も述べましたとおり来年度の予算計上に向けて検討はしていきたいと考えております。ただし、子どもの人数は確かに減ってはおりますけれども、乳幼児、それから子どもの医療費の件数については年々若干上がっております。これにプラスしてまた現物給付、そういったところを取り組みますと、他所のまちでは一般にコンビニ診療といいますか、手軽に行ける、気軽に行ける、そういったことで病院にかかる件数が増えているという現状もございますので、その辺については慎重に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

### **養 長** 波戸議員。

1 3 番 波 戸 はい。先ほど町長答弁の中で出生数についてご意見がありましたけども、私もこの施策によって子どもが増えることを願っているところでございます。現実問題としては減っておりますけども、この施策によって少しでも増えていけたらなと思っておりますので、そういうふうに私も考えております。

2番目の現物給付に向けてということで、先ほど東彼地区3町で一緒にできればという話もありましたけども、これがですね、ちょっとどこが一番課題になっているのか。現物給付にできない課題と言いましょうか。先ほど町長から答弁あったんですけども、ここで例えば県とかが主導していけば本町もできるとか、そういうことはないんですか。

#### 

町 長 はい。県とかが主導していけばというようなご質問に対してお答えいたします。実は県内の状況を見てみますと、今福祉医療費、ほとんどの市町が中学生までとなっておりますが、県につきましては就学前ということで取り組まれております。そこで、私ども町村会といたしましても、せめて中学生まで、やっぱり地域によって医療に差が出るのはおかしいんじゃないかというような観点から、これまでずっと要望をしてきておりますが、

その県の意向は変わっておりません。そういったことで、県がそこまでいわゆる現物給付に向けての指導をするとか、そういったことは恐らく期待できないんじゃないかと思います。そういったことで、まずは東彼3町でも同じ取組をした方がより効率的で運営ができると思いますので、そういった協議が必要になるのではないかと思います。そしてまた課長も言いましたように、実施をしているところでは医療費が高いところでは2倍になるというようなこともあるようでございますので、これについては周知の仕方等々もあると思われますが、やっぱり慎重に対応していくべきではないかと、このように考えております。以上でございます。

### **養 長** 波戸議員。

13番波戸 はい。それでは現物給付に向けては県の方にも町長は要望されているということですので、今後とも要望は続けていただきたいと思っております。償還払いの方は、今現在償還払いなんですけども、検討していただくということなんですが、この償還払いについてですけども、やはり申請しないと給付はもらえませんし、申請するためには保護者の方は仕事を休むとか、職場に早退や遅刻などのお願いをして、役場に来て申請しないといけません。保護者の方も2回目、3回目となると、申請書の書き方がわかっていると思います。また、福祉医療費の申請は川棚町のホームページでもダウンロードできますので、この部分をですね、郵送での受付というのは検討できないでしょうか。

#### 議 長 町長。

町 長 はい。ただいまの質問については、担当課長から答弁をさせますが、今の発言の中で、現物給付について県に要望をしていきたいと、町長がこう答弁したというふうな話でありましたが、そうじゃありませんで、現在の県の福祉医療費については就学前ということで、それを中学校までに引き上げてくれないかと、そういった要望をこれまでしてきていると、そういった状況でございます。

#### **議** 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 議員の福祉医療費の支給申請書を郵送で受け付けられないか というところなんですけれども、ここにつきましては担当の係員とちょっと 話をしてみないとここではちょっと答えることができません。今実際10日 までの受付、役場の方で受け付けをして28日に支給をしている状況です。 領収証等をですね、送料を負担していただいてこれを出してもらって受付が 可能かというところはちょっとあとでまた、可能であればですね、検討もし てみたいと考えております。以上です。

**養** 皮戸議員。

1 3 番 波 戸 郵送で受け付けをされている市もありましたので、ちょっと 具体的に言いますと佐世保市なんですけども、そこは郵送でも可能ということでホームページの方にもありましたので、その辺もお尋ねしながら、今後 担当の係の方と前向きに検討をしていただけないかというところでお尋ねします。

**議** 住民福祉課長。

住民福祉課長 はい。他の市町も調べて検討してみたいと思います。以上です。

1 3 番波戸 終わります。

<u>議</u> <u>長</u> はい。

(13:27)

議 長 次に、水谷末義議員。

12番水谷 こんにちは。5番、水谷末義です。まず質問に入る前に、新型コロナウイルスワクチン接種が全国的に始まりまして、本町でも集団接種が進められています。この間、従事していただいてる医師や看護師、関係機関の皆様にはご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。町職員もスムーズに接種ができるようそれぞれの立場で対応をしていただき、感謝申し上げます。町民の安全・安心に向け、今後もご尽力をいただきますようによろしくお願いします。

それでは、通告にしたがいまして、公共事業の実施について質問します。 本町が実施している事業について、実施期間や財政運営上どのように進める か検討して、事業を着手されていると思っております。しかし、事業着手後 に工事の進捗が図れない状況も見られます。そのため、地元住民は不安や不 信感も持ちながら、早期完成を待ち望んでおられます。そこで、次の点をお 尋ねします。

①社会資本整備総合交付金事業等は、用地提供や補償の関係で地権者等の

交渉にも計画どおりには進まないと考えられます。事業そのものは、一般的には5年から10年が目安として完成が考えられております。事業に賛同され用地等の協力をいただいた方の心情を酌んで、事業を早期に進めるべきであると私は考えております。特に上組西部線は、工事の進捗が進んでいないというふうに思っております。事業が遅れる場合、地区総代さんとか、関係住民等へのですね、文書の周知があれば関係住民の不安も解消されると思っております。今後、事業を進めるため、体制を含めどのように対応をされるのかお尋ねします。この体制についてはですね、今職員の病休等が聞き及んでおりますので、設計とか、管理体制について確保できるのか危惧をしております。その考えをお尋ねします。

2番目でございます。総合計画に盛り込む事業や補助事業など、今後予定 する公共事業等について、どのように進めようとしているのかお尋ねをしま す。

3つ目、工事を発注した場合、町監督職員と工事の監督員との連絡手段の一つとして携帯電話を使用する場合もあるかというふうに思っております。この携帯電話ですが、私用の携帯電話を利用して施工業者との連絡を取ることは、仕事上あるいは業務上の利便性はあると思っておりますが、業者との癒着など、疑念や疑惑を招きかねないような状況でございます。そういうことで、事業課に専用の携帯電話を配置できないかお尋ねをします。以上、壇上からの質問とします。

#### 議 長 町長。

<u>町</u> <u>長</u> 水谷議員の公共事業の実施についてのご質問にお答えいたします。

本町が実施しております事業について、事業着手後に工事の進捗が図られていない状況がみられ、特に上組西部線の進捗状況を危惧されてのご質問だと、このように受け止めたところでありますが、早期完成を待ち望んでおられる地元の方に対しては、大変申し訳なく思っているところであります。

そこで、①についてでありますが、社会資本整備総合交付金事業として進めております上組西部線につきましては、平成25年度から平成31年度までの7年間で、延長1, 170メートルの事業を予定をしておりましたが、勿田地区の約600メートルの区間が未完成となっております。今年度は昨

年度用地の提供をいただきました区間を施工することとしており、来年度以降橋梁の境橋の架け替えと、刎田地区の法面工事に着手することにいたしております。早期完成に向けて取り組んでおりますが、残りの事業費が大きいことから、順調に事業が進んでも完成までには5、6年、あるいは6、7年がかかりそうであります。毎年、東部地域振興協議会から、上組西部線の早期完成の要望をいただいておりますので、その都度、今後の工事予定等を説明しておりますが、今後は今議員がおっしゃるとおり地元総代とも協議をし、地元住民へも文書等により進捗状況等について周知を図っていきたいと、このように考えております。

②の事業の進め方につきましては、今後予定する公共事業がその妥当性・ 効率性・有効性を事務事業評価において検証するとともに、毎年度作成する 総合計画実施計画において、情勢の変化や財源、財政上の整合性を図りなが ら進めることにいたしております。着実に事業を進めるためには、その財源 となる国・県補助金の確保や、有利な地方債の活用などが重要でございます ので、引き続きそういったことにつきましては関係機関に要望してまいる所 存であります。

③の「事業課に専用の携帯電話を配置できないか」につきましては、町職員から施工業者への連絡につきましては、今回の議員からのご提言を受けて協議をした結果、緊急時を除いて、原則として個人の携帯電話を使用しないこととしたところであります。そのことを今後徹底していきたいと思います。したがいまして、現在のところ事業課に専用の携帯電話を配置する考えはありません。なお、ただいま議員からは壇上で、体制についての質問の中で具体的な質問をされまして、いわゆる職員の病気の長期休暇の対応についてお尋ねでございますが、この建設課の休暇職員の対応については、技術者職員を配置をしているところでございます。そして、それ以外にも病気による長期休暇、発生をすることがありますが、それにつきましては随時対応をしているところでございます。以上、答弁といたします。

#### **養 長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 上組西部線についてはですね、なかなか進まないということで、6年ぐらいは今後かかるんだろうというふうに思うんですが、これは補助事業ですので一般的には前年度の予算枠に応じた事業費が組み込まれるこ

とが想定されるわけですが、今の状態でいきますと、来年の要望金額が、極端に言えば2億円とか、そういう数字にはならないんだろうと思うんですよね。そうすると事業の進捗そのものは、やはりなかなか進まないんではないかと。これはシーリング枠というのが国で大体示されているかと思うんですが、そういうふうなことを考えた場合に、やはり今町長の答弁では6年前後というふうなことで言われましたけども、やはりある一定の予算枠を確保しないと次の予算がなかなか確保が難しいんだろうというふうに思っておりますので、そこら付近について、現状の予算枠で6、7年で対応できるのかどうか、そこら付近についてお尋ねをしたいと思います。

#### **養 是** 建設課長。

建設課長 はい。ただいまのご質問につきましては、通常道路の拡幅ということでしたらですね、工事延長を変えることによって予算が減額されても工事延長を短くすればということができますけれども、来年度以降行う境橋の架け替えについてはですね、橋ですので、橋を短くするとかそういったことができませんので、ここについてはですね、3年間で、まあ2億を超える金額ですけれども、を交付金に充てれるということで県の方からは聞いております。以上です。

#### 議 長 水谷議員。

12番水谷 あと一つですね、社会資本整備総合交付金事業では、川棚町としては東臨港線と中倉線が、これが該当になっているかと思うんですが、東臨港線については今、踏切までは出来上がっているかと思います。あと国道までが約50メートルぐらいが未実施の状態で、話には聞くところなかなか用地交渉が進んでないというふうなこともあったんですが、中倉線にしても、あと国道の関係でありますので、やはり事業そのものはやはり早く進める方向で考えておられると思うんですが、やはり進まないことについてはですね、やはり地元住民の考えというんですか、総代さんあたりとの調整とか、そういうものをしてですね、あからさまには進めることができないでしょうけど、やはり少しずつでも前進するような考え方で検討をしていただければと、それであと地元住民とか自治会もですね、やはり協力をし合うような状態でですね、この公共事業は進めていただきたいというふうに思ってるんですが、そこら付近の今後の考え方をお尋ねをしたいと思います。

### **養 長** 建設課長。

建設課長 はい。社交金の事業でですね、上組西部線以外のことでお話がありましたが、社交金事業につきましてはですね、ほかにも橋梁、住宅、道路維持等、今言われた中倉線とですね、東臨港線などがあります。その中でですね、やはり進んでいない部分につきましては、やはり用地のことがあると思いますが、ここの部分についてですね、それぞれご事情があられますのでですね、そこの部分についてやはりなかなか地元総代さんとですね、話してですね、そこをしていくというのは難しい部分もあると思いますが、私たちの方でですね、できる交渉等についてですね、今後行っていきたいと思ってますし、東臨港線についてもですね、やはり残り50メートル程度、少し、もしかしたら進むことができるかなというふうな雰囲気にはなってきておりますが、まだいろいろなご事情がありますので、なるべくですね、早く着手できるように努力していきたいと思っております。以上です。

### **養 長** 水谷議員。

12番水谷 それでは2番目のですね、今後の公共事業について、ちょっとお尋ねをしたいと思います。今、基幹農道が整備をされておりますけど、これに付随して新谷三反間、新谷と白石ですね、ここが地方創生の臨時交付金ですか、この事業で取り組むことがなってるような状態でございますが、要するに先ほどの職員の体制とも関係するんですが、今後ここら付近も取り組むとなった場合に、現有というんですかね、現状況で対応できるんだろうかというのがちょっと私は危惧をしておりますので、そこら付近についてもお尋ねをしたいと思います。

#### **議 長** 町長。

町 長 はい、ご答弁いたします。農道の上組西部線につきましては、今議員がおっしゃったとおり、このたび、地方創生道整備臨時交付金を活用して実施をしていただくことになっておりまして、事業費が大幅に付いております。そしてまた、用地も全て確保できております。したがって、予算の付き次第では事業がどんどん進むという状況ではありますが、ただ基幹農道につきましては、今残っている事業が、橋梁の建設が残っておりまして、これが着工から完成までには5年ぐらいかかるということでありますので、予算が多く付いてもあと5年ぐらいはかかるのではないかと思います。

そういった中でこの事業に付随して新谷の町道、そして馬場の町道、いわゆる国道に取り付ける町道が同時に改良工事がされております。これについては既に事業に着手をしておりまして、設計業務を専門の業者に委託をして進めておりますが、まだ具体的な線形が計画できていない状況であります。これの現在の事務については専門業者委託ということで職員の負担はかかっておりませんが、これが実際工事を施工するということになりますと、いくらかそういった技術職員への負担も増えてくるのではないかと思っておりますので、今後どう体制を整えていくか、今研究をしているところであります。以上でございます。

### **養 長** 水谷議員。

12番水谷 ちょっと質問の中では触れてないかと思うんですが、この公共事業を実施する場合、財源が伴うわけですが、この財源についてちょっと質問の中にはあげておりませんでしたけども、考え方をお尋ねをしたいと思います。一般的には補助事業、あるいは補助残の起債、あるいは不足する分は単独と、一財と、一般財源化で対応されると思うんですが、そうした場合にどれくらいの額だったら公共事業に回されるのかどうか、そこら付近の考え方をちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、ただ、これは事業費が決まっていないので漠然とは言えないと思うんですが、今の状態でいくと、少なくともこの公共事業の推進をするためには、少なくとも2億から3億ぐらいはかかるのかなと、毎年ですね、とりあえずこの5年間ぐらいは。そうしますとどれくらいを一財として賄うのか。それで財政としてはそれだけの余裕があるのか。そこら付近についてお尋ねをしたいと思います。

### **議 長** 町長。

<u>町</u> <u>長</u> はい、お答えします。今の質問の意味が、担当課長も十分わかっておりませんので、私もそうでありますが、もう少し答弁ができるように再質問をお願いいたします。

#### **議 長** 水谷議員。

1 2 番 水 谷 今ですね、公共事業を実施するとすれば、年間 3 億ぐらいの 平均ベースでいくんだろうと思うんですね。 2 億から 3 億。 そうした場合 に、一財は一般的には 1 0 パーセントぐらいいるんだろうと思うんですが、 そうしますと約 2 億から 3 億とすれば 2,000万から 3,000万ぐらい が町の持ち出しになるだろうと思うんです。そうしたときに、その額が確保されるんでしょうかということですね。今は1億ぐらいですから約1,000万前後なのかなと思ってるんですが、その中で、今事業を取り組んでおられると思うんですが、ただそうしたときに事業費が2億とかそがんなったときに、今の社会保障費のこの増加の中で対応できるのかなっていうのが私が気になっているところなもんですから、そこら付近をお尋ねをしたいと思ってるんですが。

#### **養 長** 企画財政課長。

企画財政課長 建設事業に投資する一般財源の話だと思いますが、ちょっと 今具体的な数字は持ち合わせていないんですが、現在、中期計画等の中でこの大型事業、例えば道整備交付金、あと社会資本整備交付金、ここら辺の事業を入れた中で中期計画を考えております。その中でいけば、現在の川棚町の財政であれば、そこの部分はですね、まあ起債等がありますけれどもそういうとで対応していけば、事業はやっていけるというふうなことで、中期計画の中では判断しているところでございます。以上でございます。

### **養 長** 水谷議員。

12番水谷 この公共事業を進めるにあたってはですね、財政部局が特に 頭が痛い問題だろうと思うんですが、進めることで安全・安心のまちづくり をまず確認をしていただくようにですね、各担当課あるいは財政部局もそう いうご理解のもとに、川棚町の発展にご尽力をいただければと思っていま す。

それでは3番目でございますが、先ほど町長の方からは一応私用の携帯電話は使用しないというようなこと、申し合わせができているようでございますが、やはりこれは他所の自治体の関係で、どうしても携帯での連絡を取り合うというような業務内容も多いかと思うんですよね。で、できるだけ公共事業の関係だけじゃなくって、要するに補助事業をする各種団体がございます。やはりこういうところともですね、疑念を持たれないようなことで私用電話をできるだけ、自分の電話番号をあんまり周知しないようにする考え方をして、それでできるだけ自分たちの身分というんですか、保身的なものもやはり確保してもらいたいと思うんで、そういうことによって疑念とか疑惑が生じないように対応をお願いをしたいなと思っているんですが、公務上は

できるだけ先ほど言ったような関係団体とか、あと企業さんとか、そういうとと直接連絡を取る場合にはあくまでも固定電話を活用するような考え方で職員には周知徹底をお願いをしたいと思いますが、そこら付近も含めて今後についての再確認をしたいと思ってるんですが、私用電話の禁止、あるいはそういうものの指示をされたということですが、関係団体を含めて、これは特に農林なんかが多いのかなと思うんですが、農林じゃない、産業振興課の中の商工とか、そがんところも関係するかと思うんですが、そういうところも含めて、公共事業に関するものだけではなくてですね、そういうとこも含めてということで確認をしたいと思います。

## 

町 長 はい、お答えします。携帯電話の使用についてでありますが、基本的に役場のいわゆる監督職員と、現場の現場代理人とのいわゆる連絡というのは、これまでも私用の携帯電話を使っているケースがあったように確認をいたしております。そういったことで、町の職員から、いわゆる監督職員から現場の現場代理人に連絡をする場合には、基本的に役場内におる職員ですから役場の固定電話を使うということが基本になります。したがって現場ではもう携帯電話しか多分ないわけでしょうから、現場代理人の携帯電話に連絡をするということになろうかと思います。そういったことから、各企業に対しましても、現場代理については、監督職員に連絡するときには、役場の固定電話に連絡をしていただくようにという、そういったお願いを今後していかなければと思っておりまして、そういうことをまず徹底をしていきたいと、このように考えております。

それから、先ほど議員からは、財政状況が厳しい中で、公共事業を全体的にどのように取り組んでいくのかというようなことでご質問がありましたが、これについては私ももっと議論を深めたいと思っておりますけれども、先ほどで終わりましたので、あえて申し上げますが、やっぱり公共事業を進めるためには特に補助事業等がありますのでそれを有効に活用する、そして補助残については起債制度がありますのでその起債制度を活用して、そういった公共事業であれば、そのときの一般財源の支出はほとんどないわけであります。しかし今、予算編成のときに特に悩んでいるのが、いわゆる各地元総代さんの方から要望があります環境整備事業、これについては全ての総

代さんのご希望を叶えたいと思って常に努力をしておりますが、やっぱり毎年2億から3億、2億程度ですか、2億程度財源が不足をします。そういったことで、十分に総代さんの要望に応えてない向きもあるわけですが、それは一定今のところはご理解をいただいているものと思います。こういったことで常に財源が今乏しいわけでありますので、これを有効に事業を進めるためには、やはり自主財源をいかに確保していくかということが重要でありますが、今、法人税あるいは法人町民税、そういった税収につきましても、コロナ禍の時代でありますので伸び悩んでおります。そういった状況からして、今後の景気回復を期待をしている部分もあるわけですが、更に自主財源の確保について努力をしていかなければと、このような認識を持っているところであります。以上でございます。

### **養** 大谷議員。

12番水谷 ありがとうございます。内容的には私が聞きたかったものは 大体申し上げたわけですが、特に職員の採用に当たって、職員を育てるとい うんですかね、これについて私としては職員さんが採用されてある程度認識 というんですか、職員としての自覚あるいは技量とかそういうものについて はですね、数年かかるんだろうと思うんですね。採用したら来年からすぐそ の業務をしてもらうことはいいんですが、要するに精通はできないだろうと 思うんです。そうするとやっぱりここには3年から5年ぐらいがかかるのか なと、一人の職員を成長させていく過程の中ではですね。そういうふうに 思っておりますので、やはり職員がすぐ採用になったから、じゃあ人員が1 00何名だからそのまま活用できるかといえば、私は職員としての活用はや はり110名程度の職員がおっても100名ぐらいの活用しかやはりできな いのかなというふうに思っております。そうしますとやはり先ほどの公共事 業関係での疑念を持たれないように、あるいは携帯電話での疑念を持たれな いようにとするのはですね、やはり職員を採用してからやはりある程度の期 間が必要なのかなというふうに思っておりますので、この分についてはです ね、特に注意を払って、町長の方としても指導をしていってほしいというふ うに思います。

最後にですね、私は先ほど財政のことを言いましたけれども、やはり少子 高齢化でですね、やはり財政が厳しいということで、以前も同僚議員からで すね質問があって、先ほどの生活関連でありましたように、要するに要望が なされてもなかなかやはり取り組むことができないというのが実情だろうと は思うふうには思うんですが、特に補助事業の中で、公共事業じゃなくても 国・県の補助事業だから、町の財政での支出はないんだというふうに一般的 に思われてるんじゃないかなというふうに思うところがあります。それが農 業部門関係は特にそうなんですが、いわゆる補助事業でも町の負担があるん だよというのをやはりしっかり周知をしていかないと、やはり補助事業だか ら取り組むべきだっていう概念があまりにも強すぎて、要するに一財は何も 関係しないんだよというようなことがないように、住民にも周知をするべき じゃないかなというふうに思います。それと特にこのコロナ禍の中で財源も 厳しい状況でございますので、私は川棚町が好きですので、こういう言い方 をして悪いんですが、できるだけ赤字債権の方にいかないように財政部局も 行政運営を十分確認しながら、財政との確認をしながら進めていただきたい というふうに思っております。そういうことで今後公共事業に関して、進み 具合を、今後の状況を見ながら、私も微力ながら協力をしながら進めたいと 思いますのでよろしくお願いします。これで質問を終わります。以上でござ います。

**養** ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:04)

(…休 憩…)

(14:15)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 次に、炭谷猛議員。

1 1 番 炭 谷 通告番号 6 番、議席番号 1 1 番、炭谷猛です。ただいまより 通告文書に沿いながら、私信を入れながら読み上げてまいります。

1番、特定外来生物ナルトサワギクについて。

特定外来生物ナルトサワギクについては、川棚町東部地区、石木、木場、川原、岩屋、猪乗川内において特定外来生物ナルトサワギクが近年いたるところで見られるように、石木地区では水田の中にも見られるようになっており、その他地区においても見られるようになってまいりました。石木ダム工事現場、付替道路、擁壁その他周辺においては、非常に繁茂した状態で見ら

れ、異常ではないかと思われます。特定外来生物による生態系等に係る被害 の防止に関する法律(平成16年法律第78号)で規制されており、長崎県 においても、ナルトサワギクについては、牧草地や放牧地、家畜に給与する 野草地において確認される場合は、各地区の振興局や家畜保健衛生所より家 畜飼育管理者へ給与しないように周知しているとのことですが、石木ダム県 道付替道路等に繁茂しているナルトサワギクが繁茂し続けると「長崎和牛」 として有名な川棚町の畜産業にも深刻な悪影響を及ぼす可能性があると考え ております。また、石木ダム建設に伴う県道付替道路工事現場においては、 ナルトサワギクが大量に繁茂しており、このナルトサワギクを調べてみます と、特定外来生物であり、特定外来生物とは、特定外来生物による生態系等 に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)に基づいて、生態系、人の生 命・身体、農林水産業に被害を及ぼす恐れある外来生物(侵略的外来種)の 中から、規制・防除の対象とするものとして指定されたものです。ナルトサ ワギクは平成17年、2005年12月14日に第二次指定種として追加指 定されております。繁殖力が強く、通年開花し、セネシオニン、セネシオ フィリンなどのアルカロイドを含んでおり家畜に有害です。ナルトサワギク は付替道路工事現場でなく、周辺の地域でも生育しており、これはダム工事 がもたらした自然環境汚染であり、長崎県土木部の失政でもあると私は思い ます。以下について2点尋ねます。

①川棚町としては、このことを知っているのか。知っている状況であれば、いつ頃からわかっていたのか。そして、今までの対応、対策、経過について尋ねる。

2番、そして、今後このことに対して対処しようという考えを尋ねます。2番目、石木ダムの現在の状況と現川棚川の堤防について。

「公共工事は理に叶い、情に叶い、法に叶い」といいます。1930年代に大分県下筌ダムを闘った故室原知幸氏の言葉に、「収用法は伝家の宝刀ではなく鉈である。返り血も浴びる。何回も振りまわさねばとどめはさせぬ。また全てが終わるわけではない。これからが苦しみの始まりである。」と言っております。今も川原郷の団結小屋に40年前から掲げているこの看板があります。ダムの問題、関連することについて、以下の点についてお尋ねをします。

1番、石木ダムの必要性、治水・利水は破綻しており、このことは町民・県民の民意であり、佐世保市の水需要については、元々異常な需要予測であることは、誰しもが知っていることであり、ここ26年間は一度も制限給水はあっておりません。また、川棚町の川棚川の洪水は、死亡災害、家屋の流失等の大きな被害は72年間あっておりません。現在の堤防工事以降は、大きな災害は出ないような状況で、県は50年以上を経ても民意を、住民の理解も得られずに迷走しており、「無理ゲー」との指摘もある中、町長は、県の状況を今現在どのように捉えているのか。このことについて再度お尋ねをいたします。

2番、石木ダム建設のここ1年間近くにおいて、工事の進め方と、職員の対応が極端に変化し、監視カメラの映像にての業者指示への作業遂行に変わってきたが、非常に卑劣な形態をとり、工事安全のためと言いながら、県道通行映像・地域住民への通常の生活の人権侵害とも取れる撮影行為が現地で行われております。このことを町長は知っているのか。また、こういった県の広報の姿勢を報告として町にあがっているのか。これをお尋ねします。

3番、今年1月23日、川棚町において行われた講演会、「石木ダムは要らんばい 治水の切り札は堤防強化と川さらえ」の講演がありましたが、講師が元建設省土木研究所次長・工学博士石崎勝義さんの講演報告のチラシが川棚町内で新聞折り込みとして出ましたが、川棚町長は読んでみましたか。まずこれを聞きたいと思います。講演内容を見て、川棚町の昭和30年代から40年代初めの堤防と川さらえで水害の発生は低いとか、堤防が決壊して人が死ぬということにはならないと感じた。したがって治水からみても、石木ダムはすぐやるような必要性は全然ない。石木川は流域面積が川棚川の9分の1しかないので、ダムができても本川の洪水に関係するのは僅かなどありますが、川棚川の昭和30年代から40年代初めに造られた川棚川の堤防と川さらえで水害の発生は低く、県は石木ダムを造っても避難する時間を稼ぐことができるということでもありますので、なおさら石木ダムは必要ないじゃないのかというふうに私は思いますが、町長についてはどう考えておられるのか質問いたします。

4番目、川棚川下流域の浚渫工事は1期工事が終わり、来年度には2期工事として、江川橋直下の浚渫工事を進める予定と県北振興局より聞いており

ますが、3期工事はないというふうに聞いております。そこで、川棚川上流部の山道橋の直下流の、現在柳の木が密生している部分、堆砂砂利が溜まっている区域は浚渫がないと振興局でも、私が問い合わせに対しては工事予定がないというふうに聞いております。そこで、最も重要な2期工事まで終わったあとの区域の上流を浚渫しないということはありえないというふうに現状私もみております。せっかく下流は済ませて、上流を残すことがあった場合には、せっかくの効果がなくなってしまい、下流浚渫の意味がないし、また、効果がないと思うわけであります。町長はこのことについて、川棚川のことについて3期工事浚渫をやるべきじゃないかと思いますが、この点について考えをお聞きしたいと思います。壇上にての質問はこれで終わります。

#### **養** 野長。

町 長 炭谷議員のご質問にお答えいたします。議員からは大きく2 項目についてご質問をいただきました。まず最初に、特定外来生物ナルトサ ワギクについてのご質問にお答えいたします。

ナルトサワギクは文献によりますと、キク科の多年生植物であり、黄色の花を咲かせ、タンポポのような冠毛があり、風で飛散し、埋立地や河川敷、空き地、道路の法面等に生息をするということであります。昭和51年に徳島県鳴門市で初めて確認され、海辺の埋立地の緑化資材として使われたシロツメクサなどの種子に混入して我が国に持ち込まれたものと、このように考えられております。その後、兵庫県や大阪で急速に広がり、近年では本州中部から九州まで分布をしているようであります。長崎県外来種リストによりますと、県内では、佐世保市宇久町を除く全ての市町で、生育が確認されておるようであります。有毒なアルカロイド系の成分を含むため、飼料に混入した場合、家畜に中毒症状を発生させる恐れが指摘されておりますが、人が直接手で触っても害はないとのことであります。

①のご質問につきましては、今回の一般質問でのご指摘後、早速町内を巡回いたしましたが、町内の数箇所でナルトサワギクの生育を確認した次第であります。したがいまして、今回の議員からのご指摘を受けて初めて知り得たことであり、これまで対応、対策は講じておりません。

②のご質問につきましては、ナルトサワギクは、議員ご指摘のとおり、特

定外来生物であり、外来生物法に沿って、適切に駆除することが求められております。まずは、町のHPや広報誌によりナルトサワギクについての特徴・影響・駆除方法について町民にPRし、駆除につなげていきたいとこのように考えております。また、「特に石木ダム工事現場においては非常に繁茂した状態で異常ではないか」とのことでありますが、工事現場内は立ち入り禁止ですので、町では確認をいたしておりません。そこで、長崎県石木ダム建設事務所にお尋ねを、確認をしたところ、「ご指摘を受け、繁茂状況を確認したが、生育の原因については特定できない。まずは、現場の外に持ち出さないように、工事業者にも周知をして注意喚起を行っている。今後は、環境部や専門家等の意見を聞きながら対応を検討する予定である」とのことでありました。

次に、石木ダムの現状と、現川棚川の堤防についてのご質問にお答えをい たします。

前段の石木ダムの現在の現状についての1番目のご質問では、「町長は、 県の現在の状況をどう捉え、考えているのか」とのことでありますが、川棚 町は過去に川棚川の氾濫によって、死傷者や住宅倒壊、床上・床下浸水な ど、甚大な被害を経験をいたしております。また、近年、全国各地で局地的 な豪雨をもたらす線状降水帯の形成が相次いで発生しており、令和2年の7 月豪雨では、全国各地で多くの被害が発生し、特に熊本県球磨川と福岡県筑 後川におきましては、甚大な浸水被害が生じたところであります。本町にお きましても、このような豪雨に見舞われてもおかしくない状況であり、川棚 川の抜本的な治水対策は、喫緊の課題であり、住民の安全・安心を確保する ことは、行政の責務であると、このように認識をいたしております。そこ で、河川管理者であります長崎県は、ダム事業の検証に係る検討において は、現行計画案である石木ダム案が、ほかの代替案と比較し優位であるとの 結論が出され、事業継続との対応方針を決定をされました。そして、土地収 用法に基づく事業認定の手続きにおきましては、石木ダム事業は公益性と合 理性等があるとして、事業が認定をされております。また、反対されている 地権者などが提起されました事業認定取消訴訟におきましては、長崎地方裁 判所、福岡高等裁判所がその訴えを棄却し、最高裁も反対地権者等の訴えを 退け、一審二審の判決が確定をいたしております。さらに、石木ダムの建設 事業に伴い、移転対象となられた67世帯のうち54世帯、約8割の方々が 事業にご理解・ご協力をいただいており、一日も早い石木ダムの完成を待ち 望んでいらっしゃいます。このような経過の中で、知事は、石木ダム建設事 業に対して「住民の安全・安心に直結する非常に重要な事業なので、限られ た工期の中で着実に進めていかなければならないという使命を担っている が、一番好ましいのは、今なお反対されている地権者の方々との話し合いに よって、理解をいただいて工事を進めることができるような、そういった環 境が整うことである」という趣旨の発言をされております。そのようなこと から今回、令和2年11月に掲載された長崎新聞のインタビュー記事をきっ かけとして、知事と川原地区にお住いの皆様との、話し合いに向けての協議 が行われていると、このように聞いております。これを機会に、円満に解決 できることを願っているところであります。

2番目の質問についてでありますが、議員が言われる、監視カメラにつきましては、長崎県石木ダム建設事務所にお尋ねしたところ、「石木ダム建設事業に係る現場施設及び事業敷地内における事故防止及び事業用地の保全等のために安全対策用カメラを設置している」とのことでありました。このカメラについては、県道から見えるところに設置してあるカメラは私も承知しておりますが、工事現場内につきましては立ち入ることができませんので承知をいたしておりません。したがいまして、撮影の方法や内容について全く承知をしておりません。「町長として、どう捉えているか」とのご質問でありますが、現在は、県は、反対住民の方々が抗議の座り込みをされているので、その安全を確保しながら工事を進めておられるものと、このように思っております。

次に後段の現川棚川の堤防についてのご質問にお答えいたします。③のご質問につきましては、議員が述べられた1月23日開催の講演会の講演内容を承知をいたしておりませんので、これにつきましてはお答えのしようがありません。ただいま議員からは、「チラシが配布されたがそれは承知しているか」ということにつきましては、そのチラシは承知をいたしております。そこで、河川管理者の県にお尋ねをしたところ、「川棚川は川幅が狭いことなどから、過去幾度となく台風や大雨によって災害に見舞われてきました。主な災害といたしましては、昭和23年、昭和31年、昭和42年及び平成

2年の水害が挙げられます。近年の平成2年7月豪雨では、川棚町及び波佐 見町全体で、家屋全半壊14戸、床上・床下合わせて674戸の被害が発生 をいたしております。そこで、治水対策としては、昭和31年8月豪雨を契 機に、昭和33年より河川改修事業で河口から波佐見町館橋の間の築堤や掘 削等に着手するとともに、昭和42年7月洪水を契機として、昭和43年か ら野々川ダムの建設に着手してきたところであります。近年では、平成2年 7月洪水を受け、波佐見町館橋上流区間について、河川災害復旧事業により 河川改修を行いました。しかしながら、これまでいろんな治水対策に取り組 んでまいりましたが、近年の降雨状況や過去の被害実態に対し、氾濫区域内 の資産等を守るための十分な治水対策が図られたとはいえず、今後、更に治 水安全度の向上を図る必要があります」との回答があったところでありまし て、このことは川棚川水系河川整備計画にも記載をされているようでありま す。そこで議員からは、「川棚川の昭和30年代から40年代初めに造られ た川棚川場防と川さらえで水害の発生は低いと思うがどうか」とのご質問で ありますが、確かに上流から流れてきた堆積土砂を取り除く、いわゆる川さ らえを行うことで、川さらえを行わない場合に比べて、水の流れがよくなる と、このように思いますが、川棚川の治水対策としては、経済性や地域の影 響などを比較検討した結果、石木ダムと河川改修の組み合わせによる治水対 策が最も有効であると、このように認識をいたしております。前段の質問で もお答えしたとおり、昨年の7月豪雨では全国各地で多くの被害が発生し、 特に熊本県球磨川と福岡県筑後川におきましては甚大な浸水被害が発生した ところであります。今までには見られなかったような局地的な豪雨をもたら す線状降水帯の形成が相次いで発生しており、多くの被害が出ているようで あります。本町におきましても、いつこのような豪雨に見舞われてもおかし くないような状況であり、川棚川の治水対策が喫緊の課題と、このように認 識をいたしております。

④の川棚川下流域の浚渫工事につきましては、県の河川課によりますと、 今年度第3期工事として江川橋の上下流の河床掘削工事に着手をし、令和4 年度に事業を完了する予定とのことであります。炭谷議員ご指摘の山道橋付 近につきましては、改修工事は完成しており、今後土砂の堆積等が著しく進 んだ場合は、県に河床掘削等を要望していきたいと、このように現在考えて いるところであります。以上、答弁といたします。

# 議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 順番を追って再質問をしていきたいと思いますが、2項目しか言ってませんが、非常に情報が多くて、その分だけ先に急いで進みたいと思います。

それではナルトサワギクについてですけども、ナルトサワギクについては 町内でここまで拡散しているとは思わなかったというふうなことが一つ認め ていきたいと思います。で、これは町長に聞いてるんですけど、ダムの場所 というのと、ダム以外の川棚町の地域っていうのは、今先ほど答弁にありま したように、それは県の土地だからという言い逃れは効くでしょう。しかし いまだ川棚の町民が住んでいるエリアについては、私は町長の領域である し、町長がナルトサワギクに対してもきちっとこの防除作業を今後やってい かないとと思うわけですよ。この件だけについて答弁お願いします。

### **養** 野長。

町 長 はい。ナルトサワギクにつきましては先ほど答弁いたしましたように、議員のご指摘をいただいて初めて承知をいたしましたので、これまでの対策も講じてませんし、今後の対応については今検討しておりまして、まずは町民に対するその生物の特徴なり、あるいは駆除方法等についてPRをしていきたいと、このように答弁をした次第であります。さらに、工事現場につきましては一般的に立ち入り禁止でございます。そういったことから、石木ダムの工事現場については、町長であっても随時立ち入るべきではないと思いますし、今、議員がこういった質問をされましたので、その現場の状況については視察をいたしましたが、これも現地には立ち入らずに目視をしたところであります。以上でございます。

# 

1 1 番 炭 谷 これは佐世保市がホームページに載せている 5 月段階での佐世保市の市政です。これを私は見て川棚町はどうしていたんだろうというふうな非常に心配したわけですけども、今まで知らなかったというとは、ある意味では相当な川棚町においても知らないというのは違法で、法は知っていなければ違法になる、そういった認識が公務の中にあると思いますけども、佐世保市の問題についていえば、これが発行されたのが 5 月 1 2 日です。ナ

ルトサワギクの防除について、特定外来種の説明がありまして、防除について、5月27日木曜日以降、発見箇所である五蔵森林公園近辺において防除しますということもうこの当時に言ってるわけですよ。その時点でまだ川棚町知ってもいなかった。それはちょっとおかしいんじゃないかというふうに私言います。

次に移ります。で、石木ダムの管轄地ということで私たちの住んでいるところは収用されておりますし、国の管理になっているというところが現状があるわけですけども、しかしながら私の家の前、県道106号線脇には水没した2戸も入っています。その点については町がきちっと責任を持つということは今言われましたけども、そういうふうに理解してよろしいですね。

### **議 長** 炭谷議員。

11番炭谷 立ち入り禁止って言って、立ち入り禁止だから入らなかったというふうなことを先ほど答弁されましたけども、立ち入り禁止区域があるところとないところで、工事現場は工事をしているところもあるし、工事してなくて私たちが居住しているところもあります。この点の区分けについて、工事立ち入り禁止っていう区画がなければ、国有地になっていても県有地になっていても、川原地区としてのその中にナルトサワギクがあった場合の防除の対象は町長がするっていうふうに理解していいですかということです。

**養** 野長。

**町** 長はい。そういったことは全く答弁をいたしておりません。

議 長 炭谷議員。

11番炭谷 立ち入り禁止だから入れないから県に任せますと言ったでしょう。それを言ったということは、川棚町内についてはあとで検討していくというふうな2つの回答をされましたよね。ですから、立ち入り禁止内に入ってせろというんじゃなして、私たちの居住している県道の106号線の沿線の地域には私たちは居住しておりますし、その中にナルトサワギクが飛んでもう繁殖してきてるんです。それと、そこは川棚町域の中の防除対象区域として認めるということですねということを言ってるんですよ。例えば石木地区とか木場地区とか猪乗地区とか、今から検討していくということは防除をしていくということでしょう。

### **養** 野長。

町長はい、お答えいたします。先ほど壇上で答弁いたしましたのは、まず、先ほども言いましたように、この件については正直言って議員からご指摘があるまで全く知りませんでした。私の無知と言われればそれはやむを得ません。で、議員からご指摘があった以上は調査をしようということで、町内を巡回をいたしました。その中で、もちろん川原の皆さん方がお住まいになっているところも行きました。小串、新谷方面も見てまいりました。そういった中でいくつかナルトサワギクが生育しているものを確認をいたしました。そういったことで確認ができましたので、この外来生物につきましては、特定外来生物として指定されておりますので、まずそういった状況をホームページや広報等で町民の皆様方に周知をするということ。そして今後の駆除につなげていきたいということを申し上げた次第であります。以上でございます。

# 議 長 炭谷議員。

1 1 番 炭 谷 知らせてから今後どうするか検討をするということですか。 だって、このさっき通年開花ですよ、このナルトサワギクは。私が3月に草 刈ったとき、6月に今見たらもうこのぐらい伸びてるんですよ。30センチ は優に超してますよ。ですから今もありますけど、中山からの基幹農道が今 造られております途中ではありますけども、下組の中倉地区の上部から今、 橋梁工事があってますよね。新谷に行く道の、野口からいく道路。あそこが 今寸断してますよね、中倉地区の上のところで。あそこにべら一っとあっと ですよ。見たですかあれは。30センチ分とあるのが、あの斜面、先方に橋 梁工事があっている手前です。下組の中倉地区から上がったところ。あそこ の工事現場の右サイドの斜面に、溝付近にだーっとこんなのが生えてます よ、ずら一っと。それとかあの上にはもう当然野口地区に登っていくように なる、今開通してますけど、あの道路の脇にもあっとですよ。そのくらい早 かとですよ。石木の田んぼは、昨年の夏から冬にかけて起こした田んぼに、 もう20センチのナルトサワギクが何本も、今もう水溜めて全部水田、水が 入って植える状態になってますよ。しかしそこにもう生えてたんですよ。 2 か月3か月の間に。ということはそこから出た種がどこかにこぼれたらまた そこから繁茂していくということが考えられるし、通年開花というのが一番

気になるとですよ。通年開花でタンポポの羽が付いてて飛んでいくっていう ことですよ、あの種は。私開いてみましたよ。ですから、今のうちに早くし ないということがあって、もちろん言ってますよ、もちろんダムにも関係し ますけど、私はそういったことを述べていくことについて、増えていくこ と、そのことに対して川棚町民の中に知らん間に広がっていったらどがん すっとですかって。私は考えましたよ。やはりそれは早いうちにせんと。そ してこの始末方法ですけど、勝手に持ち出すな、動かすなというふうな規制 がかかっとるでしょう。法律にいわせたら何千万という罰金までこれはつい とっとですよ。特定生物については違反をすると。そういった問題もある し、やはりこういったところ特に早く手を着けていかないと、みんなが困 る。そういうことでとにかく今そういうことは今から検討してたって追いつ かんかもしれんですけど、しなきゃいけないんですよ、早急に。私はそうい うふうに思います。この件については、そこら辺をきちっと見た上で素早 く、早く手を着けてしていかないと、知らない人には早くまず教えることで すよ。議員の人でも知らない人がほとんどなんですよ。ある人、上組の人か ら話聞きました。ナルトサワギクこれは大変ばいって、大事になるばいっ て。そういった意見を聞きました私は。まあそういうことですので、とにか く急いでしてもらうということをとにかくお願いするしかない。それを見 守っていこうというふうに思います。

では次の件に進みますが、石崎勝義さんの講演会の件ですけども、先ほど言われた見るには見たけどっていうふうな話はあったんですけど、私に言わせれば先ほどの町長の答弁は、大きな災害があったというのが、私は23水のことを言ったんですけど、それからもう73年なっとですよ。私が生まれる、23水は72年です、失礼。そのあとには人が死ぬとか家が流されるというようなことはないと。先ほど町長の説明もありましたけども、30年代か40年代初期にかけて、川棚川は河川改修をされてるんですよ。先ほど言ったようにそのあとに野々川ダム、治水を造られたことも知ってますよ。その効果は生きているんじゃないかって私は言いよっとですよ。72年間ないっていうのは。河川改修をして。だって岩立の堤防決壊、23水のときには岩立、それに上組地区、いろんなところで決壊が起きてますよ。その写真を私は白黒写真ですが調べたときに見たことありますよ。ですからそのあと

の堤防がしっかりしてるんだということを石崎先生に見てもらっとる結果、 だから石木ダムはそんなに慌てることでもないし、今後も何年もないです よって、しっかり出来てますよっていう話やったんですよ。それも言わせて もらえば元建設省の土木事務所の所長次長であられたということで、一番現 場を踏んでおられる方、高齢ですよはっきり言って、私より一回り上ですよ 年齢的にも。しかしそういった方がこれをきつく言っておかないとって、川 棚川の堰堤よく出来てますよ炭谷さんと言われたとですよ。中組郷の今社宅 が住宅地区になってますけど、野口からの1号が支川が野口川ですけども、 あの護岸については、ここは横田んぼじゃなかったですかって、水の逃がし どころってずっと造ってあるような感じしますよって、そういうようなこと もわかられて言われましたよ。30年前、25年前、20年前は田んぼでし たって私言いましたもん。だから、私は先ほどから言っているように、県が こう言っていますということで町長はどう考えますかということを私、三遍 もさっきも聞きました。でも町長は答弁したけど、町長が思っていることが まだ聞けない。私は非常に残念とまた思いました。時間もありませんけど、 あと具体的なことについては、全部そういうふうな形で受けましたので、今 日疑問になっていることは次回に繰越していきたいというふうに思います。 やはり川棚町長が川棚の同じ地域のことだから、きちっと見てもらいたいん ですよ。確かにそれは県がするって、県がするですよ、河川管理者は県です から。しかし川棚町を流れているのは川棚川、私たちが何かあった場合に は、私たち、私たちっていう川棚町民が被害ば受けるわけでしょう。今、川 棚町の災害について2年ほど前から総代会の中でも言っておるような経過が ありますし、私も総代会のときに朝倉郡の視察に行かせてもらいましたけど も、やはり災害はなかなか行政が出すとも難しいと思いますよ、総務課長 も。手こずっていらっしゃるっていうのを私は感じてます、前から。しかし 我々が地域がひしひしと見て、その対策をせにゃいかんのですから、ダム問 題もその中に含めて考えていくような町政を取らんと、私はどうかなって思 いますよ。ここで町長が先ほど言われた推進の形ば県の職員がべらべら言う ようなことを言って、そのままダムができたらあなたは30年後、50年後 ダムが出来て、ダムが氾濫してとか、ダムによるデメリット的な面が出てき て、それで責任持てますか。それは持てると言えんことはなかでしょう。し

かしそいじゃあ町民が騙されたに近いんじゃないですか。

- 議 長 炭谷議員、ここは質問の場ですけれども。
- 1 1 番 炭 谷 はい。そういうことで終わりました。時間ないですので。以上で終わります。

議長はい、町長。

- **町** 長はい、答弁はなんか必要ないようなことでありましたけど、 ちょっと議員誤解もあるようでございますが、まず講演会の件につきまして は、内容については全く承知をしておりません。ああいった後援会につきま しては、それぞれ先生方の持論を述べられるわけでございますけれども、専 門の先生方もいろんな考え方を持った先生がいらっしゃいまして、ダム不要 論とか、あるいはダム必要論とか、それぞれあると思います。それはそれぞ れ講演会を聞いた方々が判断をされることだろうと思います。炭谷議員はそ れを信じて今の発言があったものだと、このように認識をいたしました。そ ういった中で、川棚川の堤防についてはこれまでの改修が進んでおりまし て、これまでの工事が安全に流せるということは知事もおっしゃっていらっ しゃいます。しかし近年の豪雨災害をみますと、もっと大きな雨が降るん じゃないかと、それに対応できるような、いわゆる総合的な治水対策をして いかなければならないと、そういった使命感を持って知事はこの事業を推進 していただいているものと、このように認識しておりまして、私もこれまで のいろんな経過からして、そういった知事の考え方を支持をしているところ であります。以上でございます。
- **養** 長 終わったんでしょう。最後の質問は質問の場ということで、 質問でよかったんですか。それではもうあと3分ありますので、許可をい たします。
- 1 1 番 炭 谷 答弁はされたから、先ほどの答弁の中に、講演会のあってそういう考えがあったではなくて、私はずっと前からそういうことがありました。護岸はしっかりしている。だから災害は防げる。川棚川は大丈夫ということはずっと前から思ってます。それで、私は勘違いといいますけどそれは町長も勘違いをしているところがあって、もちろん考え方いろいろあると思いますけども、最終的には私は今までに何百年、何千年、何万年となかったような大堰堤をあそこに造るということは到底考えられない。線状降水帯が

くるならとにかく護岸をしっかり川さらいをしっかりやるべきと、今までなかったものを造るということがどれだけリスクが高いかということは私は常々ずっと考えていました。以上です。

(15:04)

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(15:04)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

 川棚町議会議長
 村井達己

 会議録署名議員
 福田 徹

 会議録署名議員
 小谷龍一郎